
第7期大玉村障がい福祉計画
第3期大玉村障がい児福祉計画



安心して、いきいきと暮らしていくために



令和6年3月

大 玉 村



はじめに

本村では、令和3年3月に「第3次大玉村障がい者基本計画」及び「第6期大玉村障がい福祉計画」、「第2期大玉村障がい児福祉計画」を策定し、「すべての人が安心していきいきと暮らせるむらづくり」を基本理念に掲げ、障がい福祉施策を推進してまいりました。

令和4年6月には、村、村民及び事業者が一体となって、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、多様性を認めて支え合い、共に安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、「障がいのある人もない人も共に生きる大玉村づくり条例」を制定しました。

近年の国の動向をみると、「障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定や、「第5次障害者基本計画」の策定、令和6年度を初年度とする第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の作成に係る基本指針の一部改正等、障がい者関連施策の更なる推進がなされています。

このたび、現行の「第6期大玉村障がい福祉計画」及び「第2期大玉村障がい児福祉計画」が令和5年度末をもって計画期間が満了となることから、近年の動向を踏まえ、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「第7期大玉村障がい福祉計画」及び「第3期大玉村障がい児福祉計画」を策定しました。

今後、本計画に基づき、地域全体がいたわりあい、障がいの有無に関わらず、等しく人権と個性を尊重し合いながら、すべての人が安心していきいきと暮らせるむらづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、ご協力をいただきました村民の皆様、あだち地方地域自立支援協議会の皆様、大玉村障がい福祉推進協議会の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆様に、心より感謝申し上げます。

令和6年3月

大玉村長 押山利一

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	1
第2節 計画策定のポイント.....	3
第3節 計画の位置付けと期間.....	8
第4節 SDGsの視点による障がい者施策の推進.....	12
第5節 計画の対象者.....	14
第6節 障がい者施策と介護保険制度との関係.....	14
第2章 障がい者を取り巻く現状.....	15
第1節 人口の推移.....	15
第2節 障害者手帳所持者等の推移.....	17
第3節 アンケート調査からみられる現状等.....	35
第3章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進.....	57
第1節 基本理念.....	57
第2節 基本目標.....	57
第3節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の全体像.....	59
第4節 成果目標.....	61
第4章 サービス量の見込みと提供体制の確保策.....	89
第1節 障がい福祉サービスの事業量見込みと提供体制の確保策.....	89
第2節 地域生活支援事業.....	105
第3節 障がい児福祉サービスの事業量見込みと提供体制の確保策.....	116
第5章 円滑な推進に向けた方策.....	124
第1節 障がい者(児)計画の推進に向けて.....	124
第2節 障がい者(児)福祉計画の連携について.....	126
資料編.....	127

※「障がい」の表記について

障害の「害」という漢字の表記について、「障がい」、「障がい者」という表記に改めるとともに、可能なところから見直すこととしており、この計画においても、法令上やむを得ないもの等を除き、極力「障がい」、「障がい者」という表記を用います。

※「障がい者」、「障がいのある方」等の表記について

(1) 原則、人を表す言葉としては、「障がいのある方」、「障がいのある児童」と表記します。

(2) 名称等で「障がいのある方」等と表記することが適当でない場合は、「障がい者(児)」と表記します。

〈例〉障がい者施策等

(3) 法律や条例等の名称、団体の名称、施設の名称、催し物の名称等の場合は、そのまま「障害者」と表記します。

〈例〉障害者虐待防止法、全国障害者スポーツ大会等

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

国では、「障害者権利条約」に署名した平成19年9月以降、同条約の締結に向けた国内法の整備が行われました。「障害者基本法」の改正や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）」の成立、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正や「障害者等の施設等の整備を踏まえた計画である」第4次

障害者権利条約が批准された（令和4年度）」が策定されました。本計画は、条約の

批准後に初めて策定される障がい者基本計画であり、条約の理念を随所に反映し、各分

野における障がい者施策の基本的な方向において、条約の各条項との整合を図り、当該

近年では、「障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定等、理念の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施するものとされました。

障がい者関連施策の更なる推進がなされ、令和5年3月には、「第5次障害者基本計画」

令和6年度を初年度とする第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の作成に策定されました。

係る基本指針の見直しについては、社会保障審議会障害者部会で議論が重ねられ、令和

5年5月19日に基本指針の一部改正が告示されました。基本指針は、自治体が障がい

福祉計画及び障がい児福祉計画を策定するにあたっての基本的な方針であり、都道府県

本村では、令和3年3月に「第3次大玉村障がい者基本計画」及び「第6期大玉村障がい及び市町村は、基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保など、業務の「第2期大玉村障がい児福祉計画」を策定し、「すべての人が安心して円滑な実施に関する計画を定めるものとされています。

て令和4年と暮らしている村の村民及び事業者理念を掲げ、障がい福祉施策を推進し、

誰もがお互いの人格と個性を尊重し、多様性を認めて支え合い、共に安心して暮らせる

共生社会の実現を目指し、「障がいのある人もない人も共に生きる大玉村づくり条例」を制定し、現行の「第6期大玉村障がい福祉計画」及び「第2期大玉村障がい児福祉計画」が令和5年度末をもって計画期間が満了となることから、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しや近年の動向を踏まえながら、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「第7期大玉村障がい福祉計画」及び「第3期大玉村障がい児福祉計画」を策定します。

第2節 計画策定のポイント

●第5次障害者基本計画について

国の第5次障害者基本計画の基本的な考え方は次の通りです。

位置づけ：政府が講ずる障がい者施策の最も基本的な計画
(障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定)

計画期間：令和5年度から令和9年度までの5年間

共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁

(1) 条約の理念の尊重及び 整合性の確保	(2) 共生社会の実現に資する 取組の推進	(3) 当事者本位の総合的かつ 分野横断的な支援
(4) 障がい特性等に配慮した きめ細かい支援	(5) 障がいのある女性、こども 及び高齢者に配慮した 取組の推進	(6) PDCAサイクル等を通 じた 実効性のある取組の推進

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○社会のあらゆる場面における障がい者差別の解	7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実
2. 安全・安心な生活環境の整備 ○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な	8. 教育の振興 ○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○障がい者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、	9. 雇用・就業、経済的自立の支援 ○総合的な就労支援
4. 防災、防犯等の推進 ○災害発生時における障がい特性に配慮した支援	10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 ○障がい者の文化芸術活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備
5. 行政等における配慮の充実 ○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等	11. 国際社会での協力・連携の推進 ○文化芸術・スポーツを含む障がい者の国際交流の
6. 保健・医療の推進 ○精神障がい者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消	推進

●第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の作成に係る基本指針の一部改正の

基本指針見直しの主なポイント

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応 ●強度行動障がい等を有する障がい者等への支援体制の充実 ●地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ●地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ●グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の推進 (都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定)
③福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ●一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ●就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 ●一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ●地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との連携及び連携の取組
④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県にわたる広域的な地域からの支援 ●地域におけるインクルージョンの推進 (都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定) (都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定) ●地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定 ●障がい児入所施設から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定
⑤発達障がい者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ●市町村におけるペアレントトレーニングなどのプログラム実施者養成の推進 ●強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
⑥地域における相談支援体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ●基幹相談センターの設置及び基幹相談センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ●地域づくりに向けた協議会の活性化
⑦障がいのある方等に対する虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、関係機関との連携の推進
⑧地域共生社会の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進
⑨障がい福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実

	(都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等を実施)
⑩障がい福祉人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> ●ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ●相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい(児)福祉計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい福祉DBの活用等による計画策定の推進 ●市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進
⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進	●障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの音目の蓄積 ●支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
⑭その他：地方分権提案に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ●計画期間の柔軟化 ●サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

障がい福祉サービス等に係る成果目標

①施設入所者の地域生活への移行	【地域生活移行者数】 ・令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
	【施設入所者数】 ・令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	【精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】 ・325.3日以上（都道府県）
	【精神病床における1年以上長期入院患者数】 ・65歳未満、65歳以上それぞれの目標値を国が提示する推定式により設定（都道府県）
	【精神病床における早期退院率】 ・3カ月後68.9%以上、6カ月後84.5%以上、1年後91.0%以上（都道府県）
③地域生活支援の充実	・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証、検討を行う ・強度行動障がい等を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。《新規》
④福祉施設から一般就労への移行等	【一般就労への移行者数】 ・令和3年度実績の1.28倍以上（うち就労移行支援事業：1.31倍以上、就労継続支援A型事業：1.29倍以上、就労継続支援B型事業：1.28倍以上）
	【就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所】 ・就労移行支援事業所の5割以上 《新規》
	・各都道府県は地域の就労支援ネットワークを強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進（都道府県） 《新規》
	【就労定着支援事業利用者数】 ・令和3年度末実績の1.41倍以上
	【就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合】 ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上
⑤障がい児支援の提供体制の整備等	【児童発達支援センターの設置】 ・各市町村又は各圏域に1か所以上
	・全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築
	・各都道府県は難病児支援を総合的に推進するための計画を策定（都道府県） ・各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築（都道府県・政令市）
	【重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等】 ・各市町村又は圏域に1か所以上 ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置（都道府県） 《新規》
	・各都道府県及び各政令市において、障がい児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置（都道府県・政令市） 《新規》
⑥相談支援体制の充実・強化	・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
	・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 《新規》
⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制	・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築

第3節 計画の位置付けと期間

第3次大玉村障がい者基本計画は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」として、令和3～12年度における、本村の障がい者施策の基本的方向について定めるものです。

第7期大玉村障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、令和6～8年度における障がい福祉サービスの提供体制の確保等につ

き定めるもの障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」として、令和6～8年度における障がい児通所支援の提供体制の確保等について定めるものです。

計画の根拠・内容

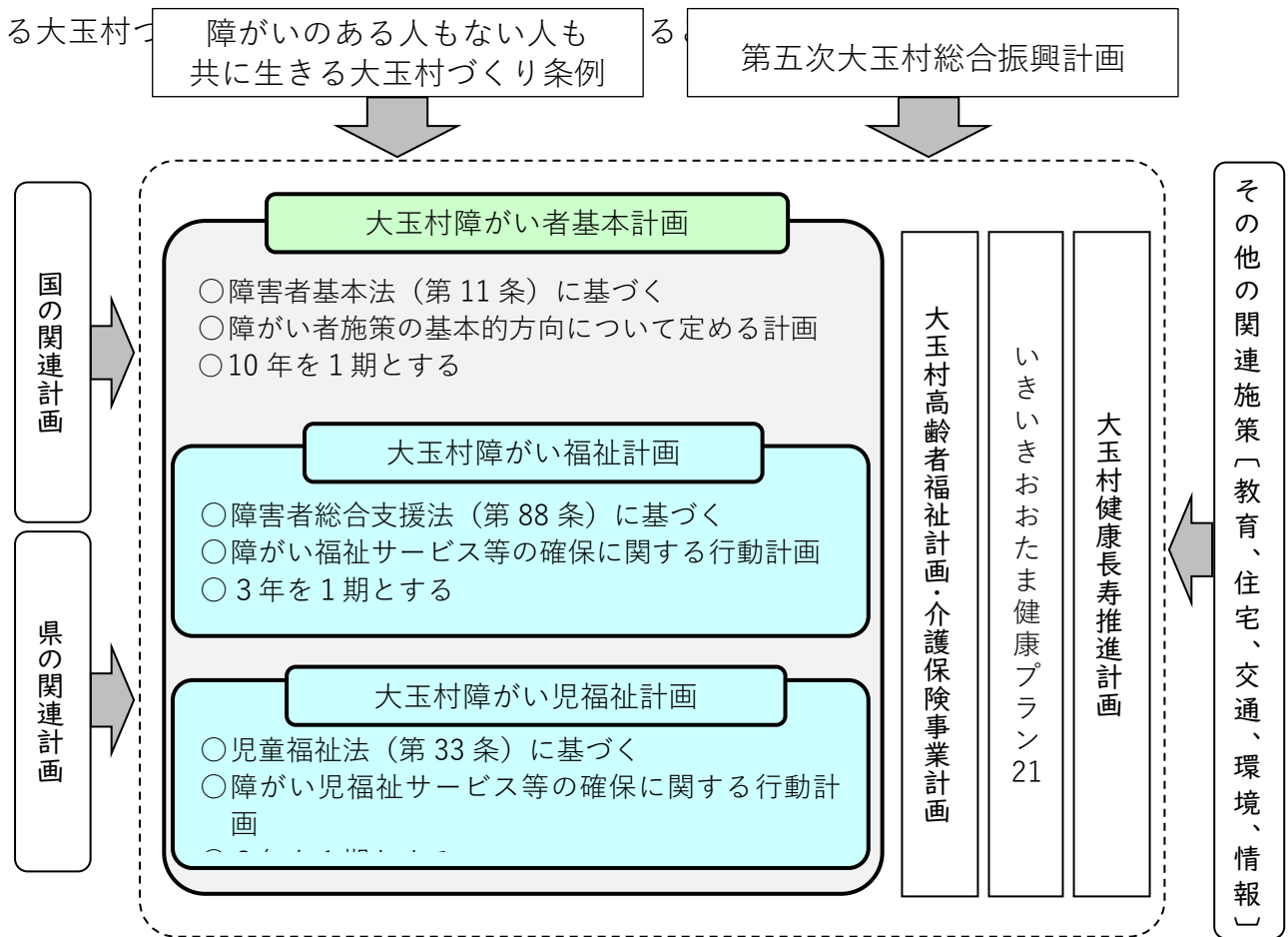
	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
内容	障がい者施策の基本的方向について定める計画	障がい福祉サービス等の提供体制の確保等を定める計画	障がい児通所支援等の提供体制の確保策を定める計画
国	第5次障害者基本計画 (計画期間：令和5年度～令和9年度)	「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」 (都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定)	

計画の期間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
総合振興計画	第五次計画（令和3～12年度）									
障がい者基本計画	第3次計画（令和3～12年度）									

障がい福祉計画	第 6 期計画	第 7 期計画	(第 8 期計画)	
障がい児福祉計画	第 2 期計画	第 3 期計画	(第 4 期計画)	

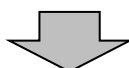
本計画は、本村の最上位計画である「第五次大玉村総合振興計画（基本構想：令和3～12年度）」を具現化するための部門別計画と位置付けるとともに、各分野別計画である「大玉村高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「いきいきおおたま健康プラン21」、「大玉村健康長寿推進計画」、さらには「障がいのある人もない人も共に生きる大玉村づくり条例」の位置付け



第4節 SDGsの視点による障がい者施策の推進

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示さ本村におきても、17の目標のうち特に以下の目標を踏まえ、障がい者施策を推進していきます。

SDGsの17の目標



3. すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4. 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



10. 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の不平等を是正する



11. 住み続けられるまちづくりを

都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



16. 平和と公正をすべての人に

公正、平和かつ包摂的な社会を推進する

第5節 計画の対象者

計画の対象者である障がい者とは、障害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」とします。

第6節 障がい者施策と介護保険制度との関係

障がい者施策と介護保険制度は類似したサービスが多くあり、介護保険の要介護認定

者~~は、65歳以上の高齢の障がい者や、特定疾病（脳血管疾患など）に起因する40～64歳の障がい者に対しては、介護保険制度が優先され、制度の目的、機能等が異なるものについては障がい者施策でサービスが実施されます。~~

なお、障がいのある方のニーズは多岐にわたるため、介護保険サービスと障がい者施策によるサービスを併用する場合があります。

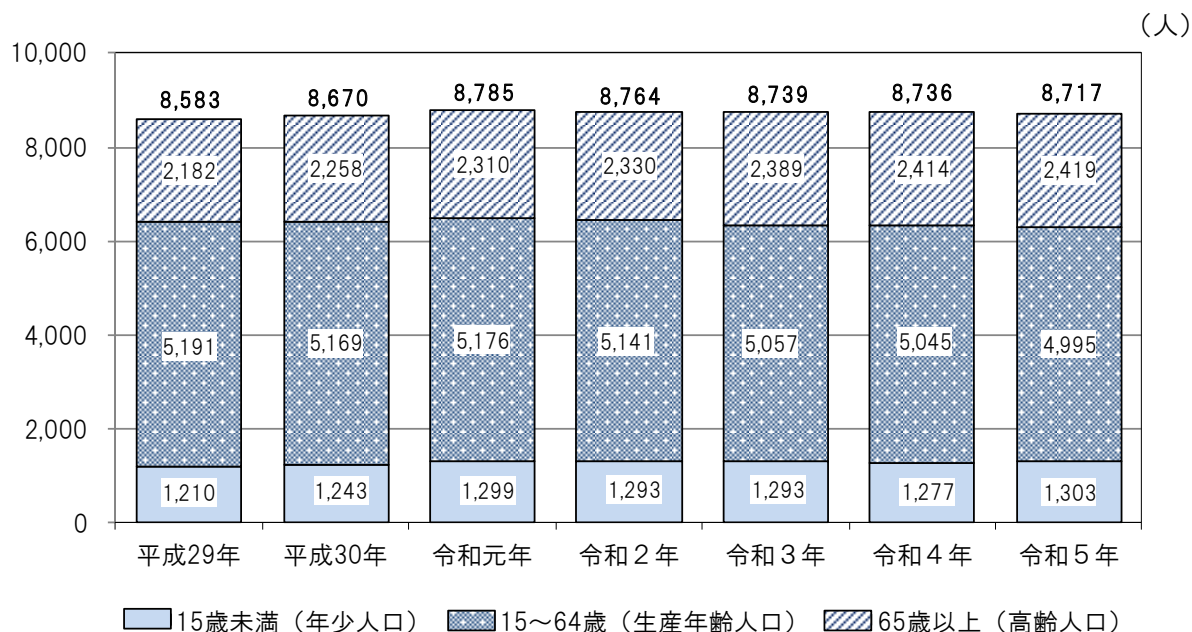
第2章 障がい者を取り巻く現状

第1節 人口の推移

本村の総人口はほぼ横ばいで推移しており、令和5年は8,717人となっています。平成29年に比べると134人増加していますが、令和2年からの3年間では47人減少しています。

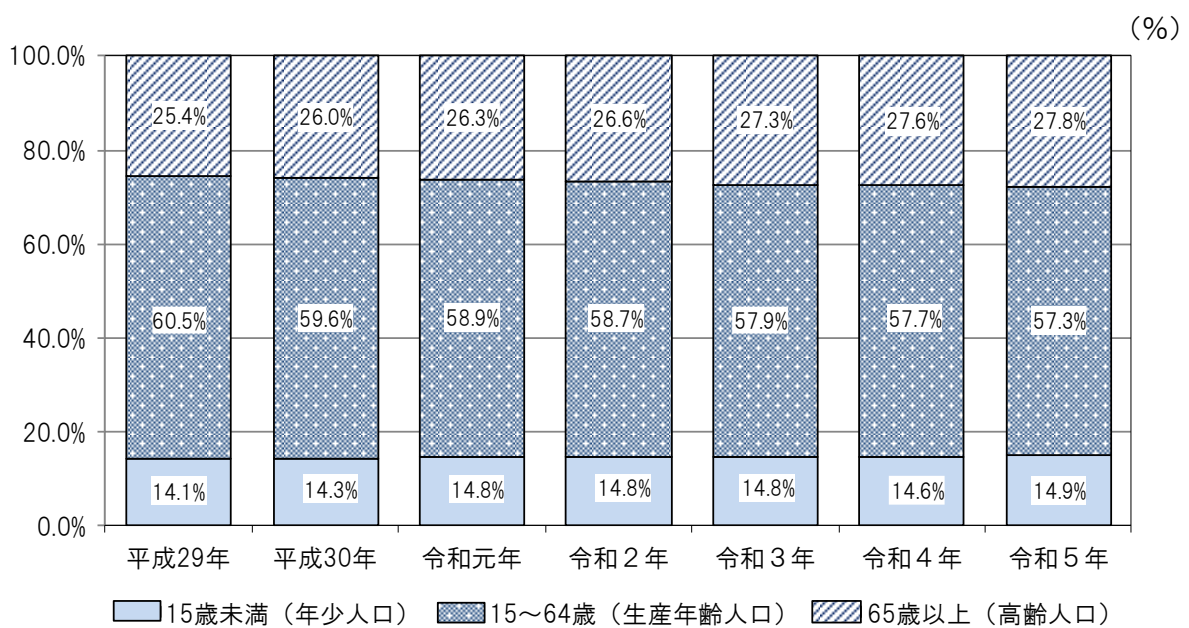
年齢3区分人口では、15歳未満の年少人口は令和2年の1,293人から10人微増しており、令和5年は1,303人となっています。また、65歳以上の高齢人口は令和2年の2,330人から89人増加し、令和5年は2,419人となっています。一方、15～64歳の生産年齢人口は令和2年の5,141人から146人減少し、令和5年は4,995人となっています。

人口の推移



(住民基本台帳：各年3月31日現在)

年齢構成をみても、15歳未満の年少人口はわずかに増加傾向、65歳以上の高齢人口は緩やかに増加し続けているのに対し、15～64歳の生産年齢人口は減少し続けています。全国的な少子高齢化を背景とする人口減少が深刻化する中、本村においては高齢化と生産年齢人口の減少が進行している(年齢構成比)の推移



(住民基本台帳：各年3月31日現在)

※構成比は、小数点第2位を四捨五入しており、構成比の合計が100.0%とならない場合がある

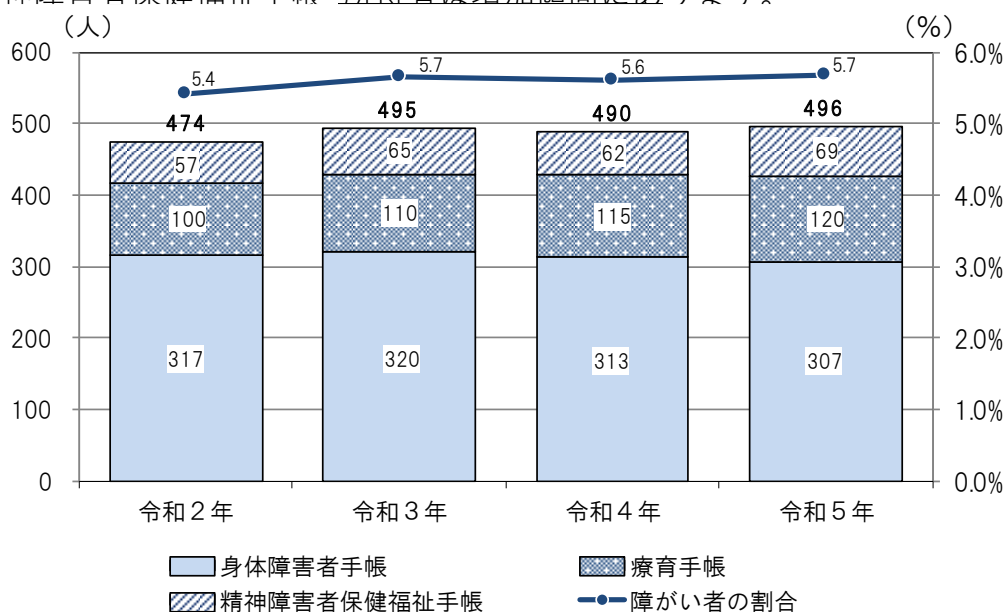
第2節 障害者手帳所持者等の推移

1 障害者手帳所持者

障害者手帳所持者は全体で、令和2年から令和3年にかけて微増、令和3年以降はほぼ横ばいで推移しており、令和5年は496人となっています。人口に対する障がい者の

割合は5.4%から5.7%に増加しています。身体障害者手帳所持者は減少傾向にあり、療育*手帳*保

持者と精神障害者保健福祉手帳*所持者は増加傾向にあります。



(健康福祉課：各年3月31日現在)

(単位：人、%)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	伸び率
人口	8,764	8,739	8,736	8,717	99.5
障がい者数 (全体)	474	495	490	496	104.6
障がい者の割合	5.4	5.7	5.6	5.7	105.6
身体障害者手帳	317	320	313	307	96.8
療育手帳	100	110	115	120	120.0
精神障害者保健福祉手帳	57	65	62	69	121.1

(健康福祉課：各年3月31日現在)

※伸び率は令和2年と令和5年を比較しての伸び率

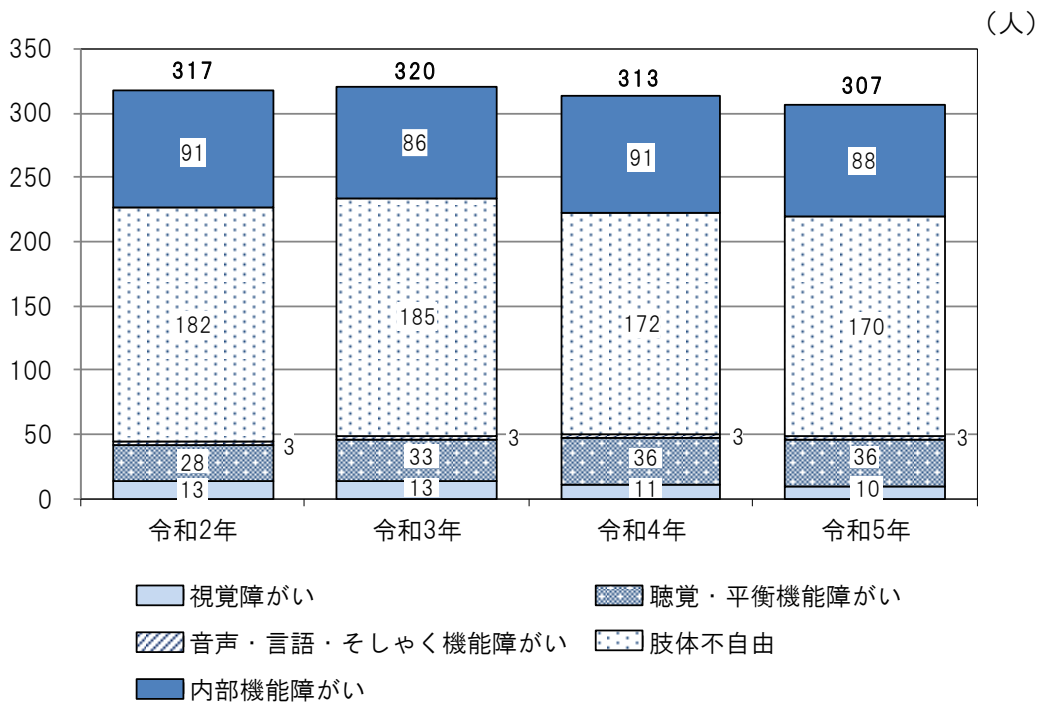
※療育：「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のある方などを対象として、障がいの早期発見・早期治療、訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

- ※療育手帳：知的障害者福祉法により知的障がいと判定された方に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。
- ※精神障害者保健福祉手帳：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分される。

2 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者は減少しており、令和2年の317人から令和5年は307人となっています。障がい別では肢体不自由*が最も多く、令和5年は170人、次いで内部機能障がいが88人となっています。

身体障害者手帳所持者（障がい別）の推移



(健康福祉課：各年3月31日現在)

(単位：人)

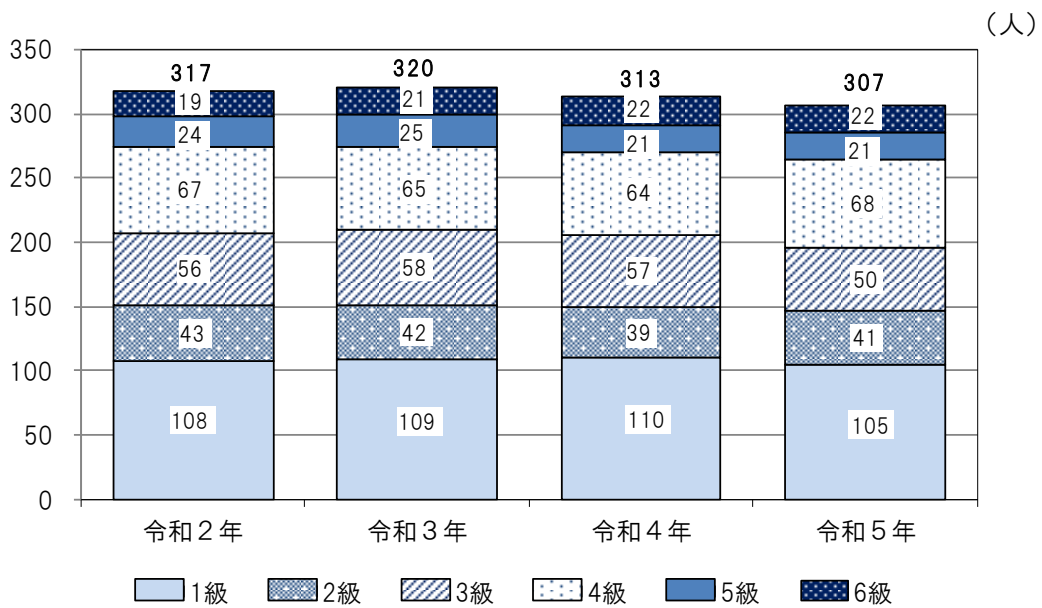
区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	13	13	11	10
聴覚・平衡機能障がい	28	33	36	36
音声・言語・そしゃく機能障がい	3	3	3	3
肢体不自由	182	185	172	170
内部機能障がい	91	86	91	88
合計	317	320	313	307

(健康福祉課：各年3月31日現在)

※肢体不自由：身体障がいの一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいう。
身体障害者福祉法における障がいの分類では、最も対象者が多い。

障がい等級別では、1級が最も多く、令和5年は105人、次いで4級が68人、3級が50人と続いています。

身体障害者手帳所持者（等級別）の推移



(健康福祉課：各年3月31日現在)

(単位：人、%)

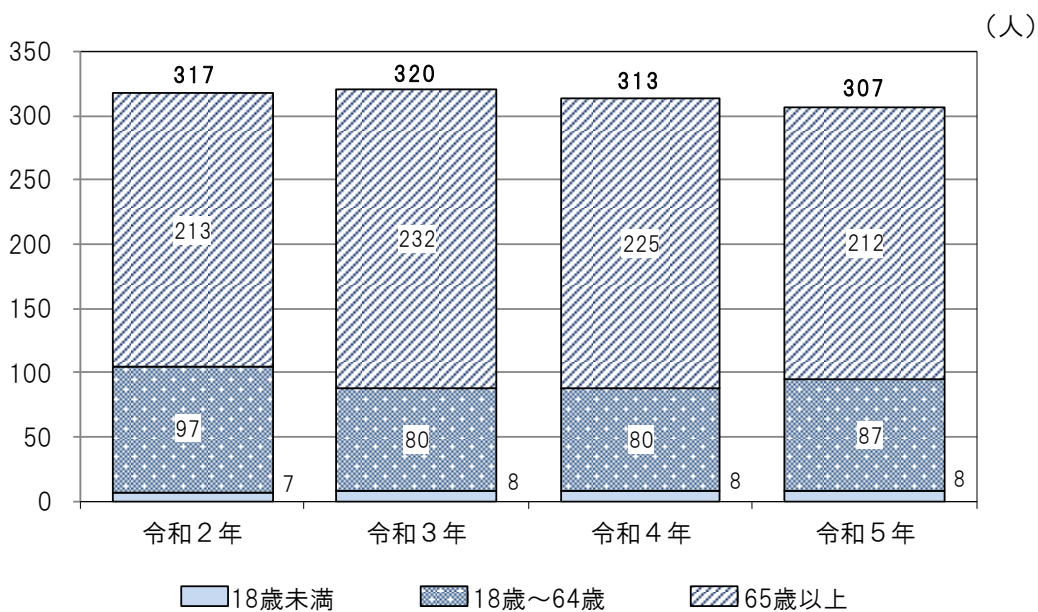
区分		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
重度	1級	108	34.1	109	34.1	110	35.1	105	34.2
	2級	43	13.6	42	13.1	39	12.5	41	13.4
中度	3級	56	17.7	58	18.1	57	18.2	50	16.3
	4級	67	21.1	65	20.3	64	20.4	68	22.1
軽度	5級	24	7.6	25	7.8	21	6.7	21	6.8
	6級	19	6.0	21	6.6	22	7.0	22	7.2
合計		317	100.0	320	100.0	313	100.0	307	100.0

(健康福祉課：各年3月31日現在)

※構成比は、小数点第2位を四捨五入しており、内訳の構成比の合計が100.0%とならない場合がある

年齢別では 65 歳以上が最も多く、令和 5 年は 212 人となっています。構成比で見ると、令和 2 年の 67.2% から 1.9 ポイント増加し、令和 5 年は 69.1% となっています。18 歳未満はほぼ横ばいで推移しており、令和 5 年は 2.6%（令和 2 年に比べ 0.4 ポイント増）となっています。また、18～64 歳は令和 2 年の 30.6% から 2.3 ポイント減少し、令和 5 年は 28.3% となっています。

身体障害者手帳所持者（年齢別）の推移



(健康福祉課：各年 3 月 31 日現在)

(単位：人、%)

区分	令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年		令和 5 年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
18 歳未満	7	2.2	8	2.5	8	2.6	8	2.6
18～64 歳	97	30.6	80	25.0	80	25.6	87	28.3
65 歳以上	213	67.2	232	72.5	225	71.9	212	69.1
合計	317	100.0	320	100.0	313	100.0	307	100.0

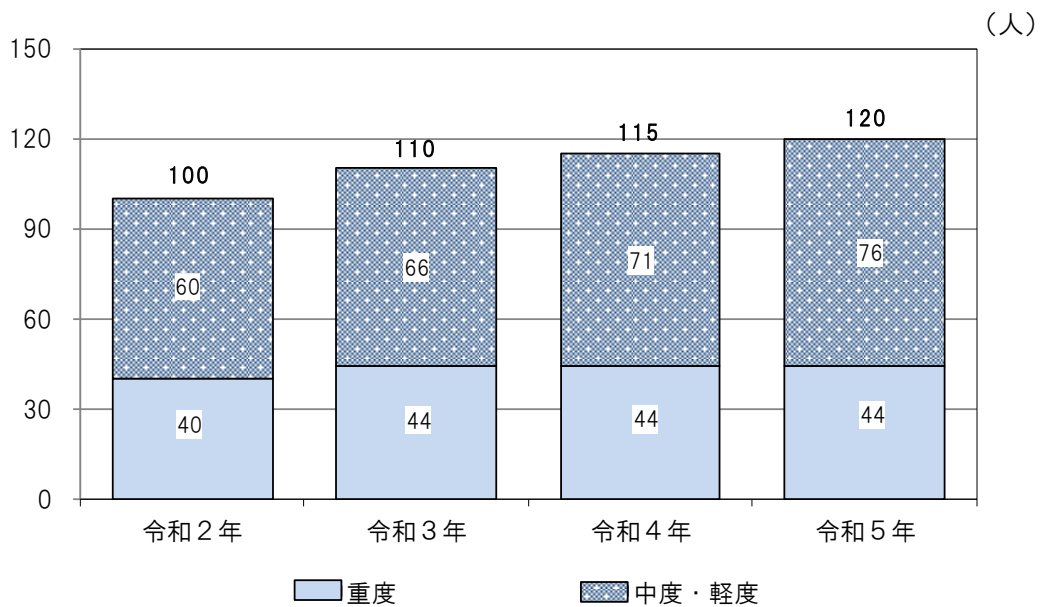
(健康福祉課：各年 3 月 31 日現在)

※構成比は、小数点第 2 位を四捨五入しており、内訳の構成比の合計が 100.0%とならない場合がある

3 療育手帳所持者

療育手帳所持者は増加しており、令和2年の100人から令和5年は120人となっています。程度別では令和5年で重度判定は44人、中度・軽度判定は76人と重度判定より多くなっています。

療育手帳所持者（程度別）の推移



(健康福祉課：各年3月31日現在)

(単位：人、%)

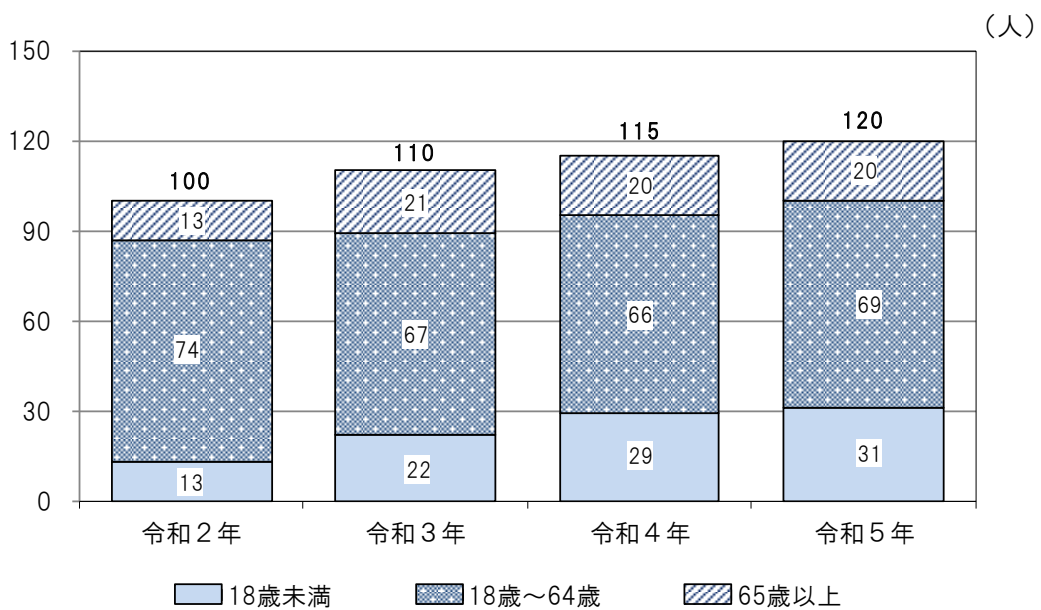
区分	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
重度	40	40.0	44	40.0	44	38.3	44	36.7
中度・軽度	60	60.0	66	60.0	71	61.7	76	63.3
合計	100	100.0	110	100.0	115	100.0	120	100.0

(健康福祉課：各年3月31日現在)

※構成比は、小数点第2位を四捨五入しており、内訳の構成比の合計が100.0%とならない場合がある

年齢別では 18～64 歳が最も多く、令和 5 年は 69 人となっています。構成比で見ると、令和 2 年の 74.0%から 16.5 ポイント減少し、令和 5 年は 57.5%となっています。一方、18 歳未満は、令和 2 年の 13.0%から 12.8 ポイント増加し、令和 5 年は 25.8%となっています。また、65 歳以上は、令和 2 年の 13.0%から 3.7 ポイント増加し、令和 5 年は 16.7%となっています。

療育手帳所持者（年齢別）の推移



(健康福祉課：各年 3 月 31 日現在)

(単位：人、%)

区分	令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年		令和 5 年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
18 歳未満	13	13.0	22	20.0	29	25.2	31	25.8
18～64 歳	74	74.0	67	60.9	66	57.4	69	57.5
65 歳以上	13	13.0	21	19.1	20	17.4	20	16.7
合計	100	100.0	110	100.0	115	100.0	120	100.0

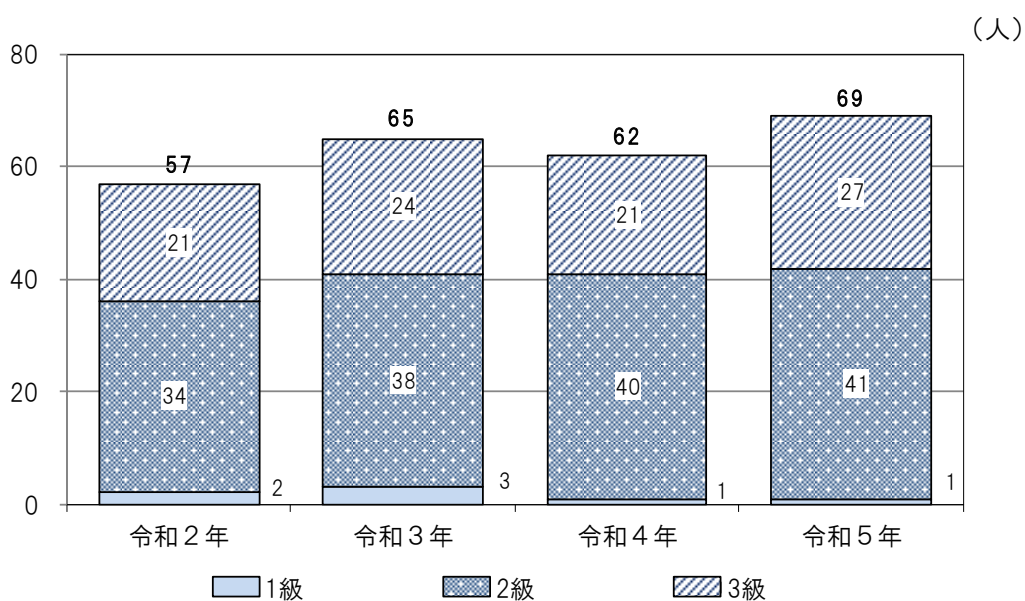
(健康福祉課：各年 3 月 31 日現在)

※構成比は、小数点第2位を四捨五入しており、内訳の構成比の合計が100.0%とならない場合がある

4 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、令和2年の57人から令和5年は69人となっています。等級別では、1級では減少傾向、2級と3級では増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）の推移



(健康福祉課：各年3月31日現在)

(単位：人、%)

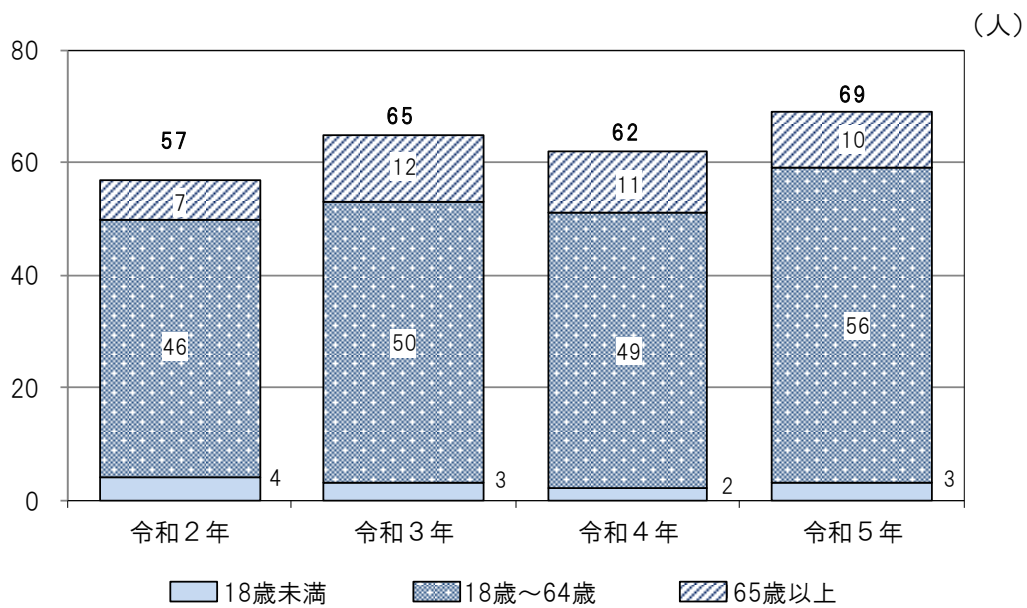
区分	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1級	2	3.5	3	4.6	1	1.6	1	1.4
2級	34	59.6	38	58.5	40	64.5	41	59.4
3級	21	36.8	24	36.9	21	33.9	27	39.1
合計	57	100.0	65	100.0	62	100.0	69	100.0

(健康福祉課：各年3月31日現在)

※構成比は、小数点第2位を四捨五入しており、内訳の構成比の合計が100.0%とならない場合がある

年齢別では 18～64 歳が最も多く、令和 5 年は 56 人となっています。構成比で見ると、令和 2 年の 80.7% から 0.5 ポイント増加し、令和 5 年は 81.2% となっています。また、65 歳以上は、令和 2 年の 12.3% から 2.2 ポイント増加し、令和 5 年は 14.5% となっています。一方、18 歳未満は、令和 2 年の 7.0% から 2.7 ポイント減少し、令和 5 年は 4.3% となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者（年齢別）の推移



(健康福祉課：各年 3 月 31 日現在)

(単位：人、%)

区分	令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年		令和 5 年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
18 歳未満	4	7.0	3	4.6	2	3.2	3	4.3
18～64 歳	46	80.7	50	76.9	49	79.0	56	81.2
65 歳以上	7	12.3	12	18.5	11	17.7	10	14.5
合計	57	100.0	65	100.0	62	100.0	69	100.0

(健康福祉課：各年 3 月 31 日現在)

※構成比は、小数点第2位を四捨五入しており、内訳の構成比の合計が100.0%とならない場合がある

5 医療費助成制度受給者

自立支援医療*（精神通院医療）の受給者は増加しており、令和2年は117人でしたが、令和5年は128人となっています。自立支援医療（更生医療）の受給者は、令和2年は0人でしたが、令和5年は1人となっています。自立支援医療（育成医療）の受給者は、令和2年から令和5年まで1人となっています。

特定疾患医療費助成の受給者は、令和2年は61人でしたが、令和5年は67人となっています。

小児慢性特定疾患医療費助成の受給者は、令和2年の7人から令和4年の11人まで増加していましたが、令和5年は減少し9人となっています。

自立支援医療受給者の推移

(単位：人)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
精神通院医療	117	125	123	128
更生医療	0	0	0	1
育成医療	1	1	1	1

(健康福祉課：各年3月31日現在)

特定疾患医療費助成受給者

(単位：人)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特定疾患医療費助成受給者	61	70	66	67

(福島県県北保健福祉事務所 業務概要：各年3月31日現在)

小児慢性特定疾患医療費助成受給者

(単位：人)

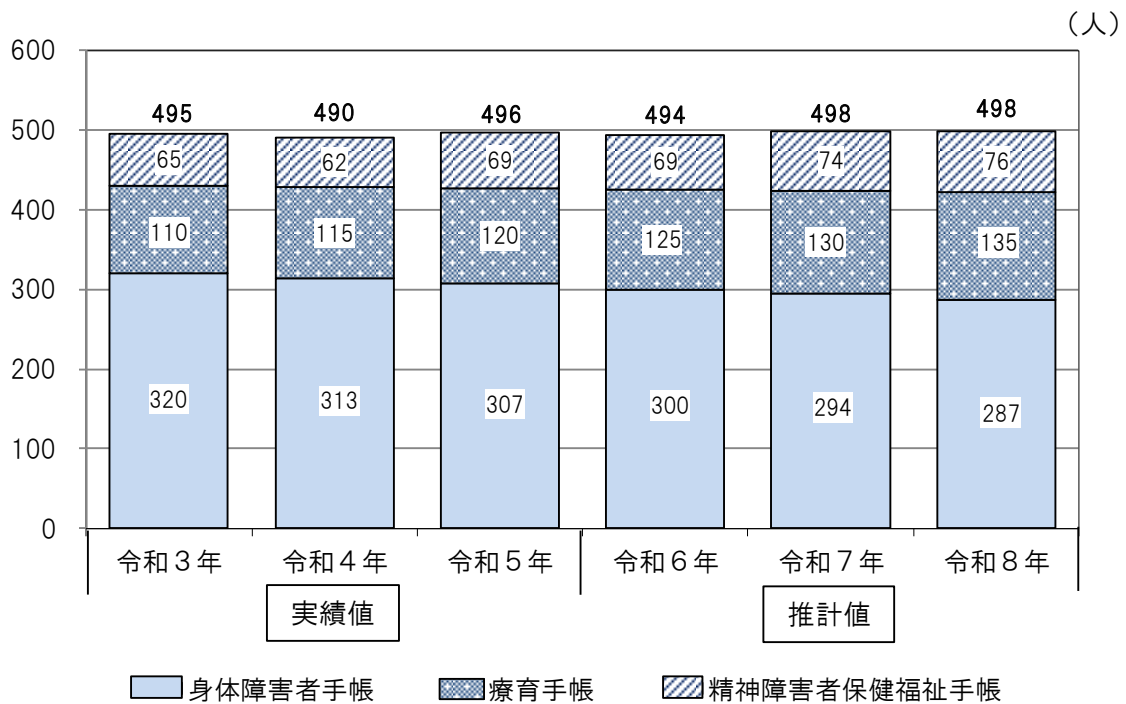
区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小児慢性特定疾患医療費助成受給者	7	8	11	9

(福島県県北保健福祉事務所 業務概要：各年3月31日現在)

※自立支援医療：障がいに係る公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消するため、医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）を医療と所得の双方に着目した負担とする仕組みに統合し、医療費の自己負担を原則1割とする公費負担医療制度。

6 障害者手帳所持者の推計

過去の推移に基づき、令和6年から令和8年の障害者手帳所持者数を推計すると、身体障害者手帳所持者は287人、療育手帳所持者は135人、精神障害者保健福祉手帳所持者は76人で合計は498人となり、令和8年までに微増する見込みです（複数の手帳を所持している方はそれぞれで計



(実績値は各年3月31日現在)

(単位：人、%)

区分	令和5年(実績)	令和8年(推計)	伸び率
人口	8,717	8,684	99.6
障がい者数(全体)	496	498	100.4
身体障害者手帳	307	287	93.5
療育手帳	120	135	112.5
精神障害者保健福祉手帳	69	76	110.1

(実績値は各3月31日現在)

※令和3年～令和5年の実績から令和6年～令和8年の推計を算出

※障がい者数(全体)の推計は各手帳所持者の合計により算出

※伸び率は令和5年と令和8年を比較しての伸び率

第3節 アンケート調査からみられる現状等

障害者手帳を交付されている方や障がい福祉サービスを利用されている方などに対して、障がい福祉の現状や課題を整理する調査概要アンケート調査を実施しました。

項目	内容
調査対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方、 村にて障がい福祉サービスを利用されている方等
抽出方法	全数調査
調査期間	令和5年8月31日～9月15日 ※集計には10月3日着分までの回収票を含めた
調査方法	郵送調査

回収状況

配布数①	有効回収数②	有効回収率 ②/①
422 件	191 件	45.3%

調査結果の見方

- ・調査数（n=Number of cases）とは、回答者総数あるいは分類別の回答者数のことを指している
- ・手帳の種類別における「重複」とは、複数の手帳を所持していると回答した方を指している
- ・単一選択式の質問においては、四捨五入により回答比率を合計しても100.0%にならないことがある
- ・回答者が2つ以上の回答をすることができる多肢選択式の質問においては、すべての選択肢の比率を合計すると100.0%を超える
- ・調査票における設問及び選択肢の語句等を一部簡略化している場合がある

1 対象者のプロフィール

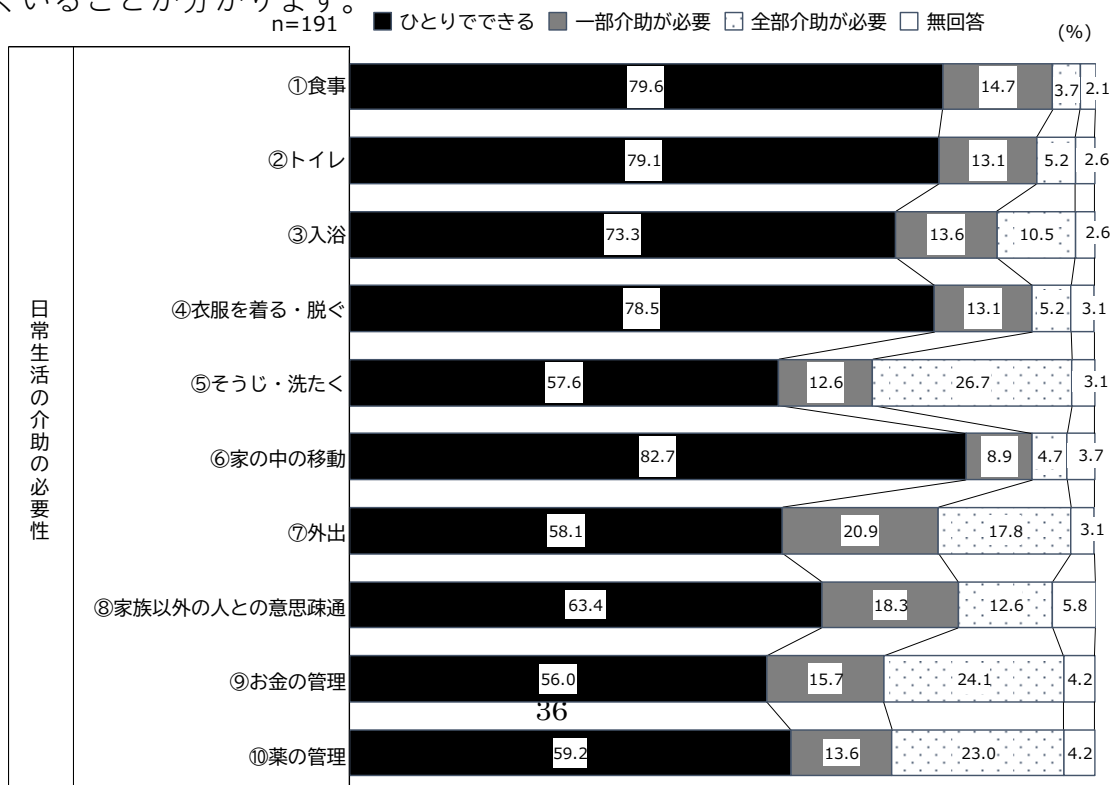
(1) 回答者の年齢・性別

		年齢 (上段：件、下段：%)									性別 (上段：件、下段：%)				
		調査数	10歳代以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代以上	無回答	調査数	男性	女性	無回答
全体		191	25	19	25	30	26	30	29	-	7	191	102	86	3
		100.0	13.1	9.9	13.1	15.7	13.6	15.7	15.2	-	3.7	100.0	53.4	45.0	1.6
手帳の種類別	身体障害者手帳	82	5	2	5	5	14	26	22	-	3	82	47	33	2
		100.0	6.1	2.4	6.1	6.1	17.1	31.7	26.8	-	3.7	100.0	57.3	40.2	2.4
	療育手帳	46	12	7	10	9	5	1	1	-	1	46	27	19	-
		100.0	26.1	15.2	21.7	19.6	10.9	2.2	2.2	-	2.2	100.0	58.7	41.3	-
	精神障害者保健福祉手帳	19	3	5	3	4	2	-	1	-	1	19	7	12	-
		100.0	15.8	26.3	15.8	21.1	10.5	-	5.3	-	5.3	100.0	36.8	63.2	-
重複	26	2	2	5	6	3	3	4	-	1	26	12	13	1	
	100.0	7.7	7.7	19.2	23.1	11.5	11.5	15.4	-	3.8	100.0	46.2	50.0	3.8	
手帳なし	18	3	3	2	6	2	-	1	-	1	18	9	9	-	
	100.0	16.7	16.7	11.1	33.3	11.1	-	5.6	-	5.6	100.0	50.0	50.0	-	

2 日常生活の状況について

(1) 日常生活の介助の必要性

日常生活の介助の必要性について、「一部介助が必要」「全部介助が必要」を合わせた『介助が必要』は《⑨お金の管理》で39.8%と最も高く、次いで《⑤そうじ・洗たく》(39.3%)、《⑦外出》(38.7%)となっており、日常生活で介助を必要とする方が多くいることが分かります。



(2) 主な介助者

主な介助者について、「父母・祖父母・兄弟」が60.8%と最も高く、次いで「配偶者（夫または妻）」（18.6%）、「ホームヘルパーや施設の職員」（17.6%）となっています。手帳の種類別で見ると、身体障害者手帳では「配偶者」（66.7%）が他の手帳より高く、療育手帳では「ホームヘルパーや施設の職員」（38.5%）が他の手帳より高くなっています。

(%)

		n=	父母・祖父母・兄弟	配偶者（夫または妻）	職員 ホームヘルパーや施設の	子ども	アその他の人（ボランティア等）	無回答
比較年	令和5年度	102	60.8	18.6	17.6	4.9	4.9	5.9
	令和2年度	91	64.8	25.3	24.2	9.9	2.2	1.1
手帳の種類別	身体障害者手帳	27	33.3	66.7	-	11.1	11.1	7.4
	療育手帳	39	66.7	-	38.5	-	-	5.1
	精神障害者保健福祉手帳	11	72.7	9.1	9.1	9.1	9.1	-
	重複	18	72.2	-	11.1	5.6	5.6	5.6
	手帳なし	7	85.7	-	-	-	-	14.3

(3) 主な介助者の年齢

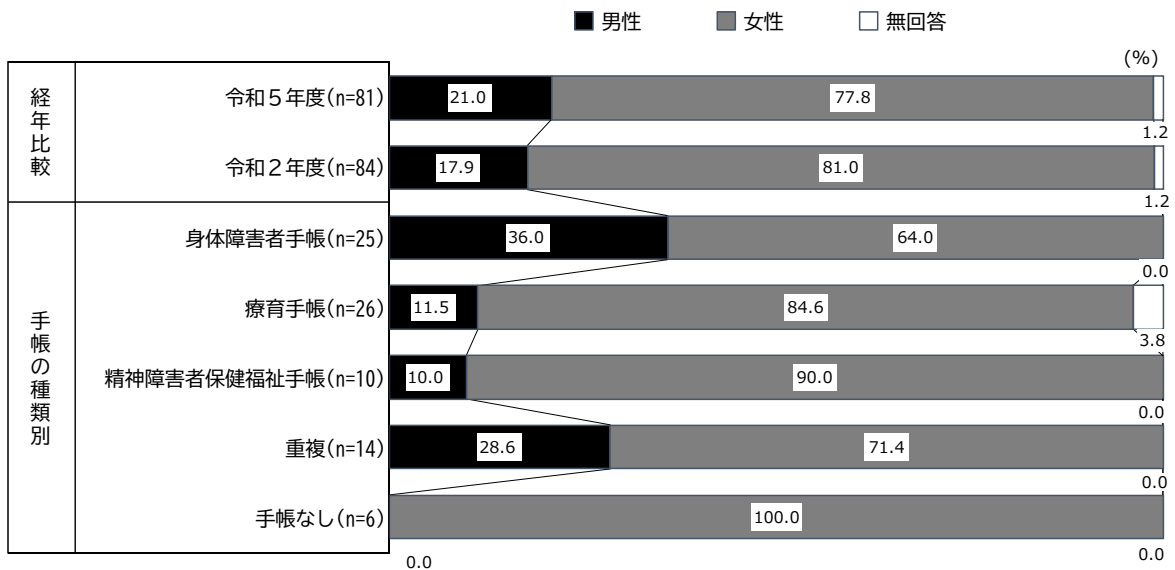
主な介助者の年齢について、「70代」が27.2%と最も高く、次いで「60代」（25.9%）、「40代」（18.5%）となっています。経年比較で見ると、「40代」が令和2年度（7.1%）より高くなっています。手帳の種類別で見ると、身体障害者手帳と重複では「60代」「70代」の高齢者が多くなっています。

(%)

		n=	30代未満	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	無回答
比較年	令和5年度	81	2.5	8.6	18.5	9.9	25.9	27.2	4.9	2.5
	令和2年度	38	7.1	10.5	18.4	10.5	21.1	22.4	2.6	1.5

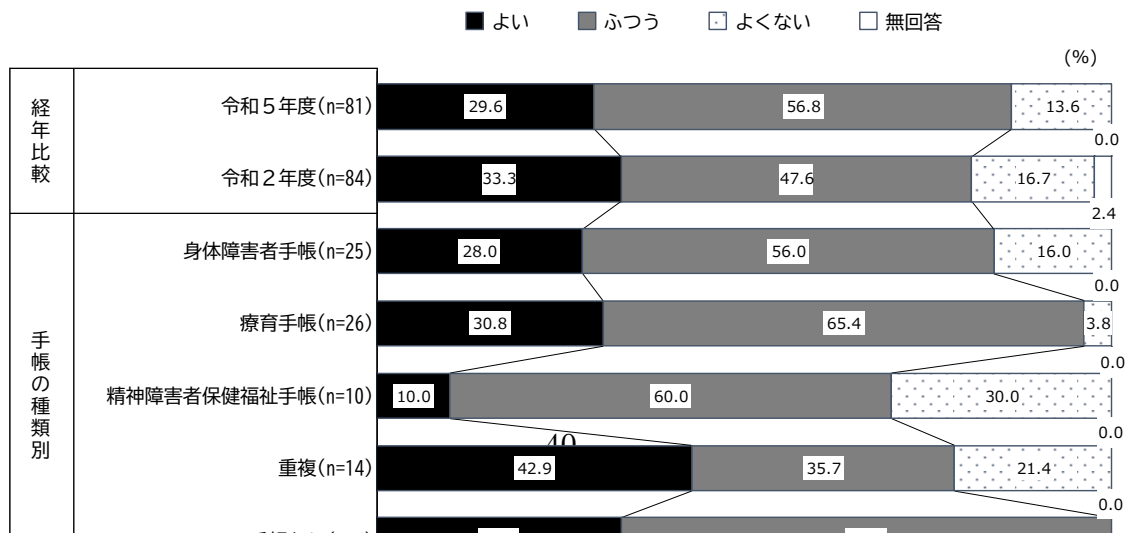
(4) 主な介助者の性別

主な介助者の性別について、「女性」が 77.8%と、「男性」(21.0%)より高くなっています。手帳の種類別でみると、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳では「女性」(療育 84.6%、精神 90.0%)が他の手帳より高く、身体障害者手帳と重複では「男性」(身体 36.0%、重複 28.6%)が他の手帳より高くなっています。



(5) 主な介助者の健康状態

主な介助者の健康状態について、「よい」が 29.6%、「ふつう」が 56.8%、「よくない」が 13.6%となっています。手帳の種類別でみると、精神障害者保健福祉手帳では「よくない」(30.0%)が他の手帳より高くなっています。

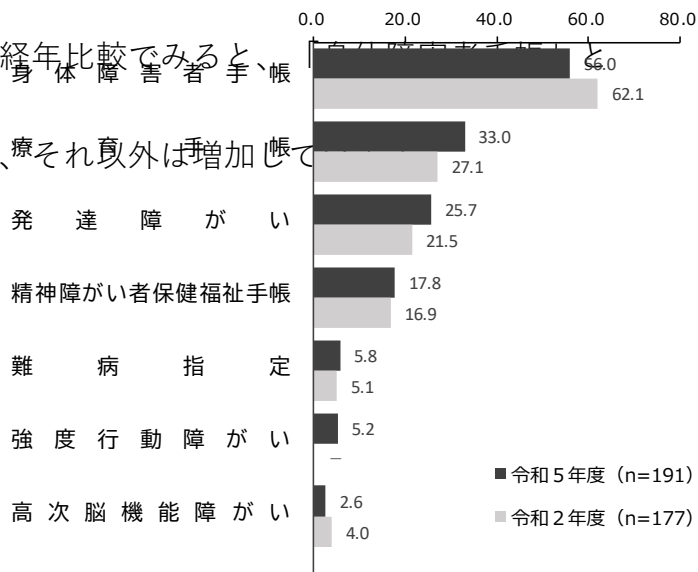


3 障がいの状況について

(1) 手帳や障がい等(難病指定・発達障がい・強度行動障がい等含む)の有無

手帳や障がい等の有無について、「身体障害者手帳」が 56.0%と最も高く、次いで「療育手帳」(33.0%)、「発達障がい」(25.7%)となっています。特別な支援が必要となる「難病指定」「強度行動障がい」「高次脳機能障がい」を有する方も一定数と

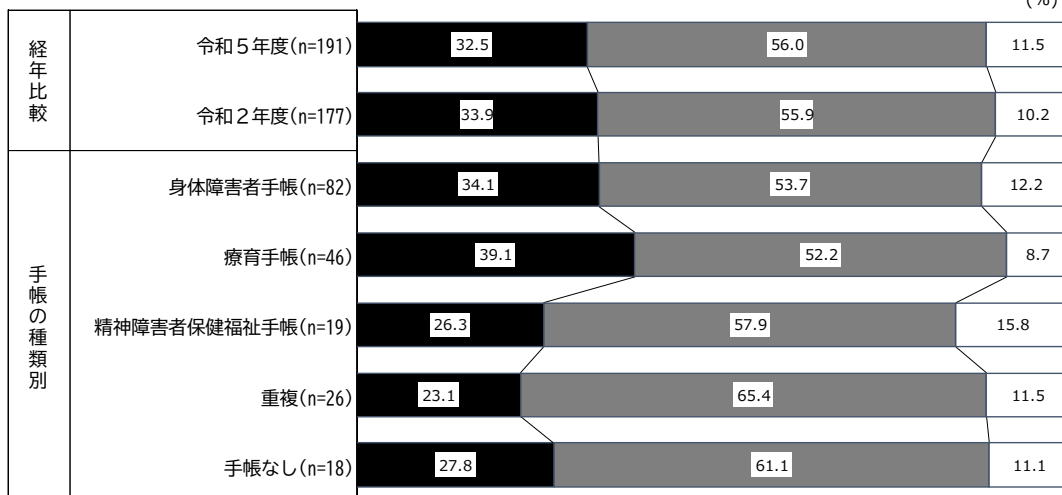
なっています。経年比較で見ると、身体障害者手帳は令和2年度より減少、療育手帳は増加し、



※「強度行動障がい」については、令和2年度は調査を行っていない

(2) 医療的ケアの有無

医療的ケアの有無について、「受けている」が 32.5%、「何も受けていない」が 56.0%となっており、約3人に1人が医療的ケアを受けていることが分かります。



※「情報の取得利用や意思疎通」については、令和2年度は未設定の項目

5 日中活動や就労、通園・通学について

(1) 平日の日中の過ごし方

平日の日中の過ごし方について、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が 30.4%と最も高く、次いで「自宅で過ごしている」（20.4%）、「福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援 A 型等含）」（12.6%）となっ

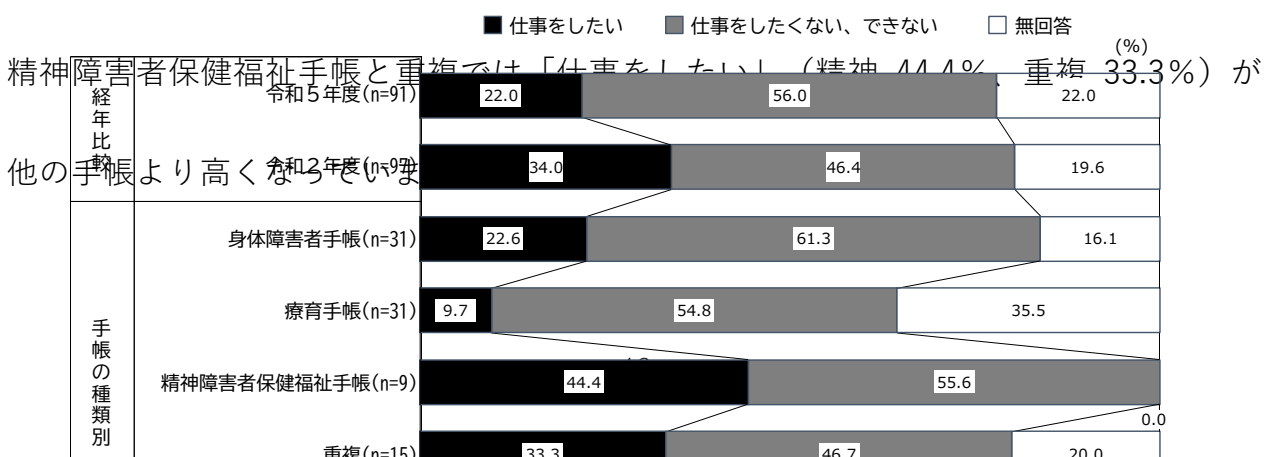
ています。手帳の種類別で見ると、療育手帳で「自宅で過ごしている」（34.8%）、「福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援 A 型等含）」（28.3%）が他の手帳より高くなっています。

手帳の種類別	n	過ごし方 (%)											
		会社勤めや、自営業、家業などで収入を得ている	自宅で過ごしている	A型等含	福祉施設、作業所などに通っている	入所施設や病院などに通っている	通っている	通っている	通っている	通っている	通っている	通っている	通っている
比較年													
令和5年度	191	30.4	20.4	12.6	8.9	5.8	4.2	3.7	1.6	-	-	-	-
令和2年度	177	28.8	29.9	14.1	4.0	5.1	4.5	0.6	1.7	0.6	0.6	-	-
身体障害者手帳	82	42.7	29.3	-	-	2.4	7.3	2.4	1.2	-	-	-	-
療育手帳	46	8.7	2.2	34.8	28.3	8.7	-	6.5	4.3	-	-	-	-
精神障害者保健福祉手帳	19	42.1	21.1	10.5	5.3	10.5	5.3	-	-	-	-	-	-
重複	26	11.5	23.1	23.1	11.5	3.8	-	3.8	-	-	-	-	-
手帳なし	18	44.4	22.2	-	-	11.1	5.6	5.6	-	-	-	-	-

※上位 10 位までを掲載

(2) 今後、収入を得る仕事をしたいと思うか

今後、収入を得る仕事をしたいかについて、「仕事をしたくない、できない」が 56.0%と、「仕事をしたい」（22.0%）より高くなっています。手帳の種類別で見ると、



※上位 10 位までを掲載

(5) 通園・通学先に望むこと

通園・通学先に望むことについて、「先生の障がいに対する理解を含め、子どもの能力や障がいに適した指導をしてほしい」が 66.7%と最も高く、次いで「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」「個別指導を充実してほしい」「まわりの子どもたちの理解を深めるような交流機会を増やしてほしい」(42.9%)となっています。経年比較でみると、「施設、設備、機材を充実してほしい」(38.1%)が令和2年度

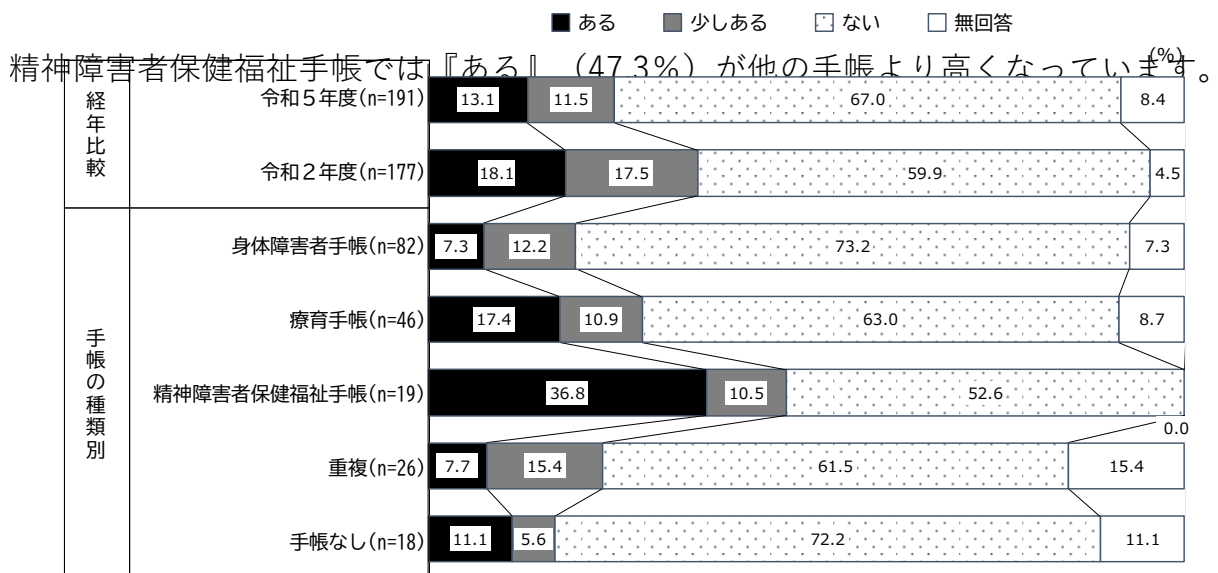
(23.1%)より高くなっています。

		n=	先生の障がいの理解に適合した指導をしてほしい	就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい	個別指導を充実してほしい	まわりの子どもたちの理解を深めるような交流機会を増やしてほしい	施設、設備、教材を充実してほしい	普通学級への受け入れを進めてほしい	養育的ケア（吸引、経管栄養、導尿等）が受けられるようにしてほしい	その他	特に希望することはない
経年比較	令和5年度	21	66.7	42.9	42.9	42.9	38.1	9.5	-	9.5	14.3
	令和2年度	13	69.2	76.9	38.5	38.5	23.1	-	-	7.7	7.7
手帳の種類別	身体障害者手帳	5	40.0	40.0	20.0	40.0	40.0	40.0	-	-	40.0
	療育手帳	9	88.9	55.6	66.7	44.4	33.3	-	-	11.1	-
	精神障害者保健福祉手帳	2	100.0	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-	-
	重複	2	50.0	-	-	50.0	-	-	-	-	50.0
	手帳なし	3	33.3	-	-	66.7	33.3	-	-	33.3	-

6 障がい者理解について

(1) 2年以内に差別や嫌な思いをしたことがあるか

2年以内に差別や嫌な思いをしたことがあるかについて、「ある」「少しある」を合わせた『ある』が24.6%、「ない」が67.0%となっています。手帳の種類別でみると、



※令和2年度については、「2年以内に」と限定をしていないことに留意

(2) どのような場所で差別や嫌な思いをしたか

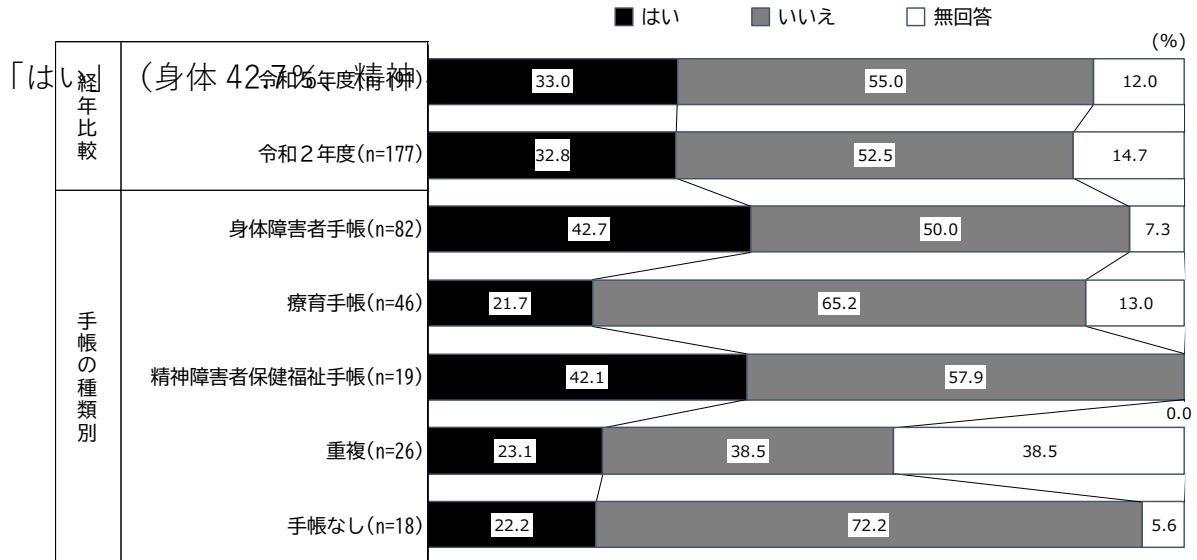
どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについて、「外出先」が38.3%と最も高く、次いで「学校・仕事場」(29.8%)、「住んでいる地域」(14.9%)となっています。

		n=	外出先	学校・仕事場	住んでいる地域	余暇を楽しむとき	病院などの医療機関	仕事を探すとき	通所施設・入所施設	その他	無回答
比較年	令和5年度	47	38.3	29.8	14.9	10.6	10.6	8.5	4.3	10.6	6.4
	令和2年度	63	33.3	42.9	19.0	9.5	7.9	9.5	7.9	3.2	4.8
手帳の種類	身体障害者手帳	16	37.5	25.0	18.8	12.5	6.3	-	-	6.3	12.5
	療育手帳	13	46.2	15.4	17.7	15.4	7.7	-	15.4	-	7.7
	精神障害者保健福祉手帳	9	33.3	55.6	22.2	11.1	-	22.2	-	22.2	-

7 支援制度の認知について

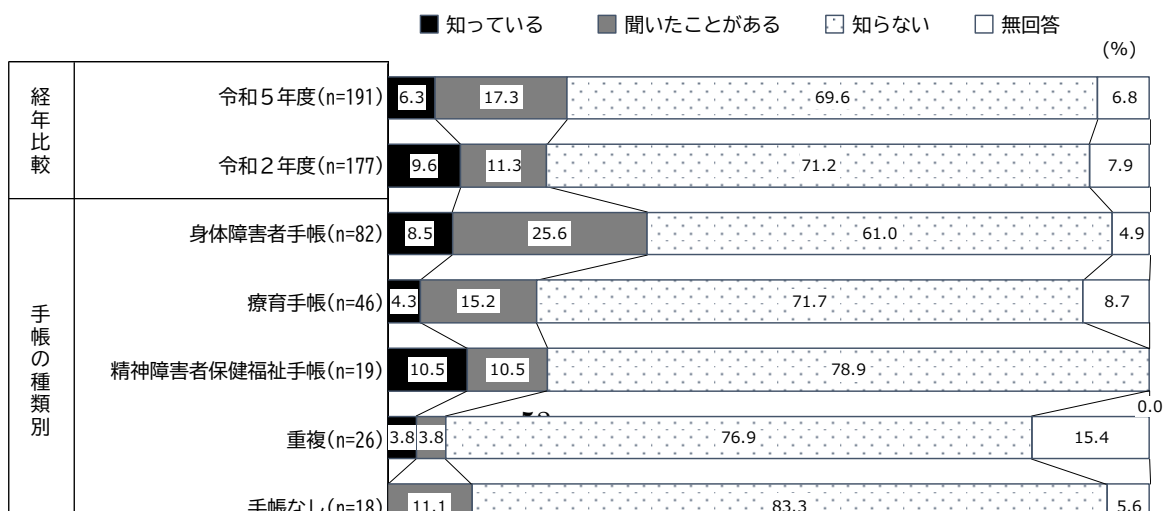
(1) 成年後見制度の認知

成年後見制度の認知について、「いいえ」が55.0%と、「はい」(33.0%)より高くなっています。手帳の種類別で見ると、身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳では



(2) 災害時要援護者台帳の認知

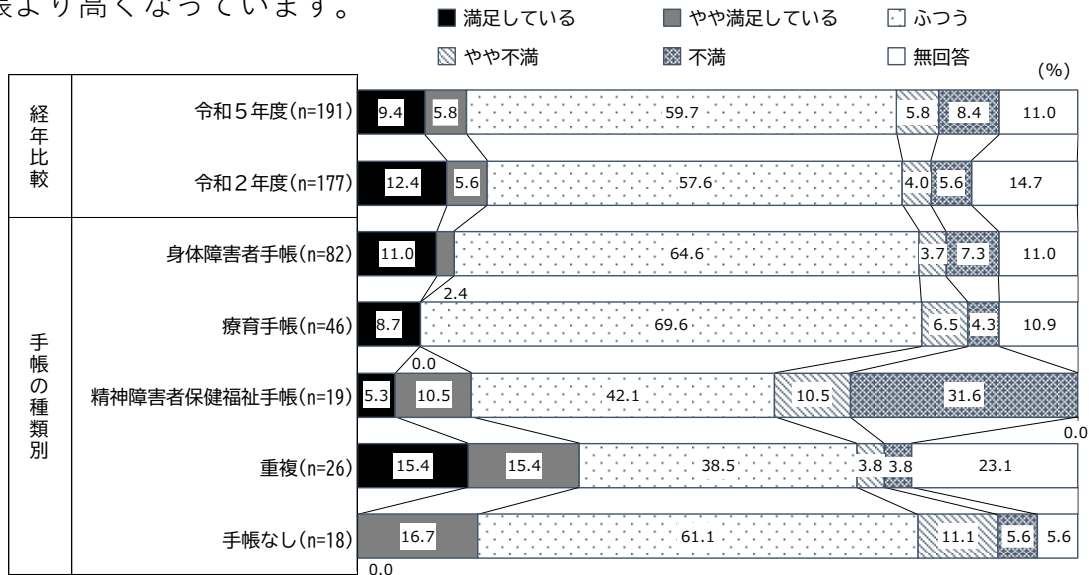
災害時要援護者台帳の認知について、「知らない」が69.6%と、「聞いたことがある」(17.3%)と「知っている」(6.3%)より高くなっています。手帳の種類別で見ると、身体障害者手帳では「聞いたことがある」(25.6%)が他の手帳より高くなっています。



8 大玉村の障がい者福祉の取組について

(1) 大玉村の障がい者福祉施策全般に対する満足度

大玉村の障がい者福祉施策全般に対する満足度について、「満足している」「やや満足している」を合わせた『満足』が 15.2%、「やや不満」「不満」を合わせた『不満』が 14.2%となっています。手帳の種類別でみると、重複では『満足』（30.8%）が他の手帳より高くなっている一方、精神障害者保健福祉手帳では『不満』（42.1%）が他の手帳より高くなっています。



(2) 特に力を入れていく必要がある取組

特に力を入れていく必要がある取組について、「年金や手当の支給、医療費の軽減などの経済的支援」が 37.2%と最も高く、次いで「交通の利便性の確保」（22.5%）、「一般企業や事業所における障がい者雇用・就労支援」（19.9%）となっています。手帳の種類別でみると、身体障害者手帳と手帳なしでは「年金や手当の支給、医療費の軽減などの経済的支援」（身体 47.6%、なし 50.0%）が、療育手帳では「障がいのある方のための入所施設の整備」（30.4%）が、精神障害者保健福祉手帳では「交通の利便性の確保」（42.1%）が他の手帳より高くなっています。

比較年	手帳の種類別	n	取組										
			の年金や手当の支給、医療費	交通の利便性の確保	障がい者企業や事業所における	所施設のある方のための入	口総合的整備・相談や情報提供窓	の確保	の生活するための住まの地域で	の深める福祉教育や広の報活動を	障がい福祉教育や広の報活動を	福祉サービス	ホームヘルプサービスや
令和5年度		191	37.2	22.5	19.9	16.2	14.7	13.6	13.6	11.0	11.0	11.0	11.0
令和2年度		177	37.3	23.2	18.1	16.4	13.0	10.7	15.3	10.7	7.3	7.9	
	身体障害者手帳	82	47.6	26.8	22.0	13.4	15.9	8.5	13.4	11.0	6.1	6.1	
	療育手帳	46	17.4	6.5	8.7	30.4	10.9	26.1	10.9	17.4	13.0	13.0	
	精神障害者保健福祉手帳	19	36.8	42.1	26.3	5.3	21.1	15.8	15.8	-	15.8	15.8	
	重複	26	30.8	23.1	19.2	19.2	15.4	15.4	23.1	11.5	3.8	11.5	
	手帳なし	18	50.0	22.2	33.3	-	11.1	-	5.6	5.6	33.3	22.2	

※上位 10 位までを掲載

第3章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進

第1節 基本理念

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、令和3～12年度を計画期間とする障がい者基本計画を推進するための行動計画と位置付けられることから、障がい者基本計画にお

ける基本理念である「すべての人が安心していきいきと暮らせるむらづくり」の実現
すべての人が 安心して いきいきと
を目指します。

暮らせる むらづくり

第2節 基本目標

障がい福祉計画・障がい児福祉計画においては、障がいのある方や障がいのある児童が地域の構成員として尊重され、村民の支え合いのもと、住み慣れた地域で自立し、いきいきと暮らせるよう、以下の3つを基本目標に掲げ、今後の施策を

推進します。

1 一人ひとりの障がい特性やニーズに適した福祉サービス等の支援を受けられることが重

要です。支援にあたっては、障がいのある方自身の意思を尊重するため、充実した相

2 行政と福祉、医療等が連携したサービス・支援の提供

談支援体制の整備を進めるとともに、福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制
障害者手帳所持者のみならず、発達障がいのある方や特別な支援を必要とする強度

の整備を進めます。

行動障がいのある方、難病患者などが、それぞれ真に必要なサービス・支援を生

涯にわたって適正に受けられることができるよう、村はサービス提供事業者や社会福祉法

3、地域での共生を目指したむらづくりなどと連携し、地域資源を最大限に活用し

ながら、ライフステージに沿って多面的で切れ目ないサービス・支援の提供を目指し

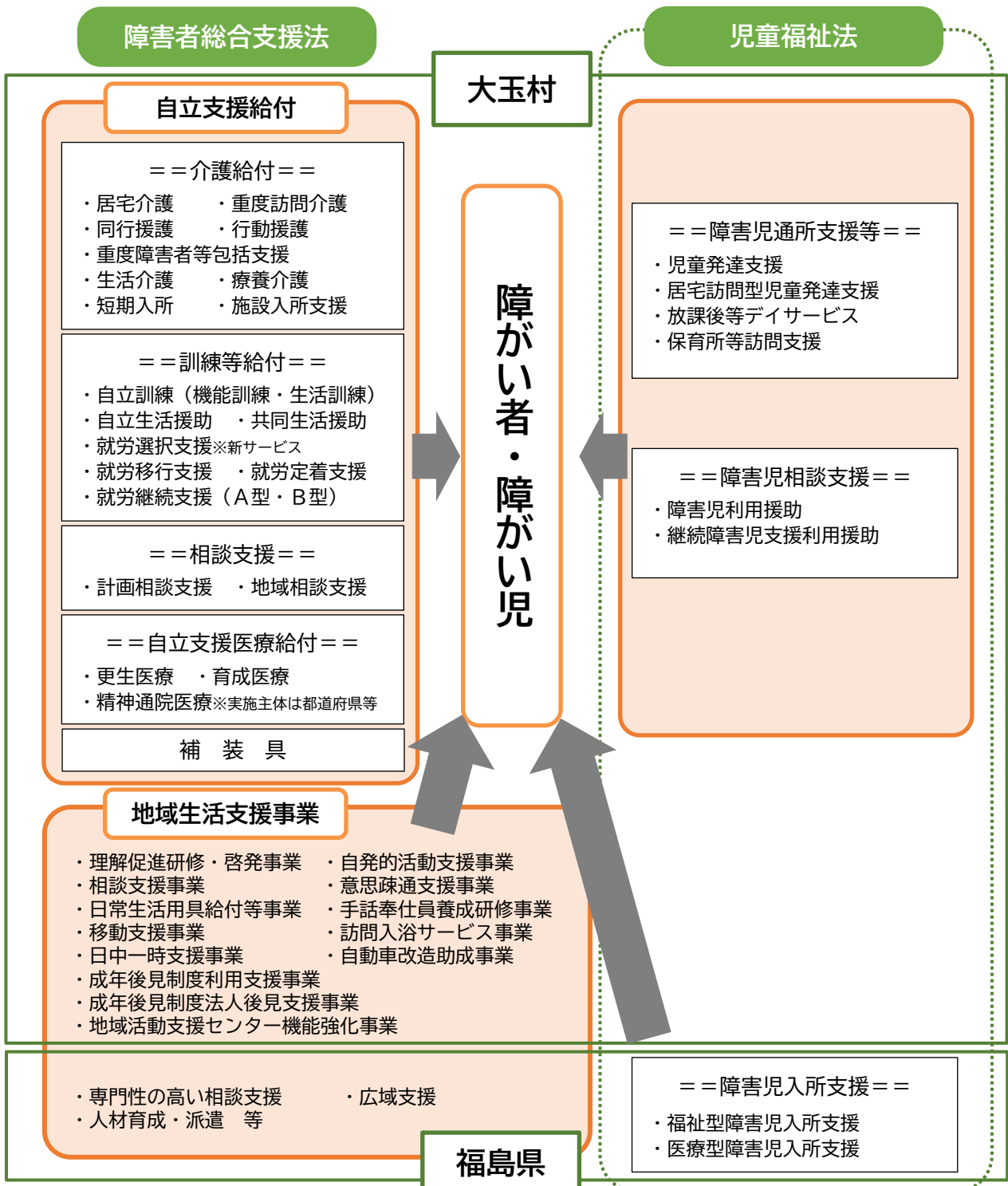
ます。

障がいのある方が、住みなれた地域で安全に安心していきいきとした生活を送るためには、地域住民の理解や支え合いが必要不可欠です。障がいを理由とする差別の解消に向け啓発活動を推進するとともに、障がいがあっても安心して地域で暮らせるよう、グループホーム等の生活の場の確保・充実や施設入所者の地域生活への移行を推進し、それらを村全体で支え合うシステムの構築を図ります。

第3節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の全体像

本計画は、障がいのある方や障がいのある児童が必要とするサービスが適切に利用できるよう、障がい（児）福祉サービス等の今後3年間の見込み量や提供体制の確保策等を定める計画であり、障がいのある方や障がいのある児童を対象としたサービスの全体像は以下の通りとなっています。

自立支援給付に含まれる「就労選択支援[※]」は令和7年以降に開始される新サービスです。



※就労選択支援：障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性に合った選択を支援する新サービス。施行期日は令和7年10月1日。

第4節 成果目標

計画終了年度である令和8年度に向けて、以下の成果目標を掲げ、その達成を目指した施策の充実を図ります。

【障がい福祉計画】

1 「福祉施設の入所者の地域生活への移行」の目標

《国が示す基本指針》

2022（令和4）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて2026（令和8）年度末の施設入所者数を2022（令和4）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

《本村における目標設定の考え方》

地域生活移行者数及び施設入所者の削減見込み数について、施設への入所者は、障がいの重度化や、本人や家族の高齢化等を理由として、在宅から施設へ入所しており、地域生活への移行が難しい状況にあることや今後も施設への入所が見込まれることかなお、施設入所者のうち、地域での生活を希望する人がみられた際に、地域生活へ、実情に沿って「0人」と設定します。の移行が実現できるよう、関係機関と連携して、グループホーム（GH）等の住環境の整備や必要な支援・資源づくりなど、住み慣れた地域で安心して暮らせるような支援体制の構築に努めます。

「福祉施設の入所者の地域生活への移行」の目標

項目	数値	備考
【実績値】 令和5年3月31日時点の 施設入所者数【A】	9人	令和4年度末の全施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数【B】	0人	施設入所からGH等への地域移行者数
	0.0%	地域生活移行者数を全入所者で除した値

		(【B】 / 【A】)
【目標値】 削減見込者数【C】	0人	令和8年度末時点の削減見込者数
	0.0%	削減見込者数を全入所者で除した値 (【C】 / 【A】)

2 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の目標

《国が示す基本指針》

○保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携に

よる支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを

○保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

設定する。
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携に

よる支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家

族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者

の保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携に
数の見込みを設定する。

よる支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実

《本村における目標設定の考え方》

実施回数の見込みを設定する。

精神障がいのある方も安心して地域で生活できるよう、支援体制の構築が求められ

ています。本村においては、安達地方の2市1村が共同で運営する「あだち地方地域

自立支援協議会」にて、保健・医療・福祉等の関係者による協議の場を設け、精神障

がいにも対応した精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議して目標

項目	第6期 実績値	第7期 目標値	備考
	令和5年度末時 点	令和8年度末時 点	
協議の場の開催回数	0回/年	3回/年	協議の場の開催回数
関係者の参加人数	0人/年	10人/年	協議の場における関係者の参加人数
目標設定及び評価の実施回数	0回/年	1回/年	協議の場における目標設定及び評価の実施回数

3 「地域生活支援の充実」の目標

(1) 「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」の目標

《国が示す基本指針》

障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、2026（令和8）年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、地域生活支援拠点等の設置箇所数効果的な支援体制及び緊密な連携体制の構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、支援体制の整備等の進捗等運用状況を検証及び検討の実施回数

《本村における目標設定の考え方》

基本とする年間の見込み数を設定する。

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援の充実を図るため、本村では、安達地方の事業者が分担して支援する「面的整備」により、地域生活計画期間においては、地域生活支援拠点等の機能充実のため、年9回、運用状況の支援拠点等を整備しています。検証や検討を行うとともに、コーディネーターの1名増員を目標とします。

「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」の目標

項目	第6期 実績値	第7期 目標値	備考
	令和4年度末時点	令和8年度末時点	
設置数	1か所	1か所	地域生活支援拠点等の設置か所数
コーディネーターの配置人数	7人	8人	コーディネーターの配置人数
運用状況の検証・検討回数	9回/年	9回/年	運用状況の検証・検討回数

(2)「強度行動障がい者を有する者に対する支援体制の整備」の目標

《国が示す基本指針》

強度行動障がい者を有する障がい者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、2026（令和8）年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を推進することを基本とする。

強度行動障がい者を有する方も地域で安心して生活できるよう、支援ニーズの把握や、広域的な視点で、支援体制の整備について検討していきます。

「強度行動障がい者を有する者に対する支援体制の整備」の目標

項目	第6期 実績値	第7期 目標値	備考
	令和4年度末時点	令和8年度末時点	
状況や支援ニーズの把握の有無	無	有	強度行動障がい者を有する者の状況や支援ニーズの把握の有無
支援体制整備の有無	無	有	強度行動障がい者を有する者に対する支援体制の有無

※強度行動障がい：自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいう。

4 「福祉施設から一般就労への移行等」の目標

《国が示す基本指針》

○一般就労移行者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、2026（令和8）年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、2021（令和3）年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、

2021（令和3）年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については2021（令和3）年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

○就労定着支援事業の利用者数

障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、2021

（令和3）年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

○一般就労移行率5割以上の事業所の割合

事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体

○就労定着率7割以上の事業所の割合の5割以上とすることを基本とする。

障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の就労定着率に

については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

《本村における目標設定の考え方》

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行について、令和8年度において、3人と設定します。うち、就労移行支援事業での移行者数、就労継続支援A型事業での移行者数、就労継続支援B型事業での移行者数をそれぞれ1人と設定します。なお、就労継続支援A型事業については、利用者がいない現状であることから、安達地方の事業所が5割以上になる就労移行支援事業所数については、令和8年度において1か所を目標として設定します。就労定着支援事業利用者数については、これまでの実績及び村内に就労定着支援事業所がない状況を踏まえ、計画期間において見込まないこととします。

「福祉施設から一般就労への移行等」の目標

項目	第6期 実績値	第7期 目標値	備考
	令和3年度	令和8年度	
一般就労移行者数【A】	0人	3人 (-倍)	就労移行支援事業等から一般就労への移行者数
就労移行支援事業移行者数	0人	1人 (-倍)	【A】のうち、就労移行支援事業での移行者数
就労継続支援A型事業移行者数	0人	1人 (-倍)	【A】のうち、就労継続支援A型事業での移行者数
就労継続支援B型事業移行者数	0人	1人 (-倍)	【A】のうち、就労継続支援B型事業での移行者数
一般就労移行者が5割以上になる就労移行支援事業所数	-	1か所 (5割以上)	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上を目標として設定
就労定着支援事業利用者数	0人	0人 (-倍)	令和3年度の就労定着支援事業利用者数の1.41倍以上を目標として設定
就労定着率が7割以上になる就労定着支援事業所数	-	0か所 (-割)	就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分

※一般就労移行者が5割以上になる事業所数について、第7期で追加となった指標であることから、実績値は算出していない。

※就労定着率が7割以上になる就労定着支援事業所数について、第6期では「8割」であった指標が変更されたことから、実績値は算出していない。

5 「相談支援体制の充実・強化等」の目標

(1)「基幹相談支援センターの設置」の目標

《国が示す基本指針》

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の整備を図る。基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。

○基幹相談支援センターの設置

（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の整備を図る。基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。

《本村における目標設定の考え方》

本村では、「福島県あだち地域相談支援センターあだたら」が基幹相談支援センターの役割を担っており、引き続き地域の相談支援体制の充実・強化を図っていきます。

「基幹相談支援センターの設置」の目標

項目	第6期 実績値	第7期 目標値	備考
	令和4年度	令和8年度	
基幹相談支援センターの設置	有	有	

(2)「基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言」等の目標

《国が示す基本指針》

基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する。
《本村における目標設定の考え方》

地域の相談支援体制の充実・強化を図るため、基幹相談支援センターにおいて以下の通り目標を設定します。

「基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言」等の目標

項目	第6期 実績値	第7期 目標値	備考
	令和4年度	令和8年度	
相談支援事業所に対する専門的な指導・助言の件数	12件	12件	
相談支援事業者の人材育成の支援件数	7件	7件	
相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	
個別事例の支援内容の検証の実施回数	0回	2回	
主任相談支援専門員の配置人数	1人	1人	

(3)「協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施」等の目標

《国が示す基本指針》

地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うと

○協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善とともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事

業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込を設定する。
《本村における目標設定の考え方》

安達地方の2市1村が共同で運営する「あだち地方地域自立支援協議会」において、相談支援事業所が参画する個別事例の検討会を行うとともに、4つの専門部会を設置しています。地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、計画期間に協議会では以下の通り目標を設定します。

項目	第6期 実績値	第7期 目標値	備考
	令和4年度	令和8年度	
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	3回	4回	
協議会への参加事業者・機関数	35か所	50か所	
協議会の専門部会の設置数	4部会	4部会	
協議会の専門部会の実施回数	18回	24回	

6 「障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の目標

(1) 「県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加」の目標

《国が示す基本指針》

令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員

《本村における目標設定の考え方》

障がい福祉サービスの質の向上を図るため、県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等へ村職員が参加することを目標とし、村職員のスキルアップを図ります。

「県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加」の目標

項目	第6期 実績値	第7期 目標値	備考
	令和4年度	令和8年度	
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員への参加人数	0人	1人	

(2)「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制」の目標

《国が示す基本指針》

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、

事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。
《本村における目標設定の考え方》

障がい福祉サービス報酬の請求・支払いが円滑に行われるよう、自立支援審査支払

等システム等を活用し、体制の整備を図ります。

「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制」の目標

項目	第6期 実績値	第7期 目標値	備考
	令和4年度	令和8年度	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有体制の有無	無	有	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有実施回数	0回	1回	

【障がい児福祉計画】

1 「児童発達支援センターの整備」の目標

《国が示す基本指針》

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村に

《本村における目標設定の考え方》

においては、障がい福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの設置には至っていません。安達地方の関係支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する者等と協議のうえ、中核的な支援機能を有する体制の整備を検討し、令和8年度末までが必要である。
で児童発達支援センターを設置することを目標とします。

「児童発達支援センターの整備」の目標

項目	第6期 実績値	第7期 目標値	備考
	令和4年度末時点	令和8年度末時点	
児童発達支援センターの整備数	0か所	1か所	令和8年度末までに1か所以上設置

2 「障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン※)を推進する体制の構築(保育所等訪問支援事業所の整備)」の目標

《国が示す基本指針》

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するために、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村におい

《本村における目標設定の考え方》

て、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、安達地することを基本とする。
 方の関係者等と協議・検討のうえ、令和8年度末までに体制の構築を図ります。

「障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築（保育所等訪問支援事業所の整備）」の目標

項目	第6期 実績値	第7期 目標値	備考
	令和4年度末時点	令和8年度末時点	
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の整備数	0か所	1か所	令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制

※インクルージョン：障害者の権利に関する条約第19条では、「この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加すること（full inclusion and participation in the community）を容易にするための効果的かつ適当な措置をとる」とされている。

3 「重症心身障がい児を支援する事業所の整備」の目標

◀国が示す基本指針▶

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独で確保が困難な場合には、圏域での確保を求め、差支えない。安達地方の関係者等と協議・検討のうえ、令和8年度末までに体制の構築を図ります。

「重症心身障がい児を主たる支援の対象としている事業所の整備」の目標

項目	第6期 実績値	第7期 目標値	備考
	令和4年度末時点	令和8年度末時点	
重症心身障がい児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所の整備数	0 か所	1 か所	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保する
重症心身障がい児を主たる支援の対象としている放課後等デイサービス事業所の整備数	0 か所	1 か所	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保する

4 「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」の目標

(1) 「関係機関の協議の場の設置」の目標

《国が示す基本指針》

各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な

《本村における目標設定の考え方》

場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。安達地方の2市1村が共同で運営する「あだち地方地域自立支援協議会」において、

子ども支援部会に協議の場を設置しています。医療的ケアが必要な子どもの支援に関

して、引き続き協議の場を通じて関係機関の連携を図っていきます。

「関係機関の協議の場の設置」の目標

項目	第6期 実績値	第7期 目標値	備考
	令和4年度末時 点	令和8年度末時 点	
関係機関の協議の場の数	1 か所	1 か所	

(2)「コーディネーターの配置」の目標

《国が示す基本指針》

各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込み圏域での設置であっても差し支えない。

《本村における目標設定の考え方》

医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、令和4年度までに安達地方に共同で2人を配置していますが、令和8年度までに1名増員とすることを目標とし、引き続き体制の維持・強化を図り、医療的ケア児への支援の調整に努めます。

「コーディネーターの配置」の目標

項目	第6期 実績値	第7期 目標値	備考
	令和4年度末時点	令和8年度末時点	
コーディネーターの配置人数	2人	3人	

第4章 サービス量の見込みと提供体制の確保策

第1節 障がい福祉サービスの事業量見込みと提供体制の確保策

1 訪問系サービス

① 居宅介護(ホームヘルプ)

自宅での入浴介護や排せつ介護等の身体介護、調理や掃除などの家事援助、通院

等の際に付き添う介助などを行いま~~す~~る実績と見込量

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	52 (76)	63 (76)	60 (76)	60	60	60
	人	3 (5)	3 (5)	3 (5)	3	3	3

※時間：月あたりの延べ利用時間数、人：月あたりの実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著し

い困難を有し、常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、
サービスの実績と見込量

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0

※時間：月あたりの延べ利用時間数、人：月あたりの実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供

(代筆・代読を含む)、移動の援護等の実績と見込みを行います。

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0

※時間：月あたりの延べ利用時間数、人：月あたりの実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

④ 行動援護

自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要

な支援、外出支援等を行います。サービスの実績と見込み

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0

※時間：月あたりの延べ利用時間数、人：月あたりの実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

サービスの実績と見込み

サービス項目		第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等 包括支援	時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0

※時間：月あたりの延べ利用時間数、人：月あたりの実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

訪問系サービスの提供体制の確保策

① 事業所確保

訪問系サービス事業所については、障がいのある方が自立した生活を送るうえで重要な役割を担っている一方、サービス提供事業所が不足している状況にあります。また、同行援護及び行動援護については、サービス提供事業所の不足等により十分なサービスが提供できていない状況にあります。そのため、移動支援（地域生活支援事業）との住み分けの明確化を図りながら、新規事業者の参入促進に努めます。

② 人材育成

利用者のニーズや障がいの特性などに応じた、適切なサービスを提供できる体制づくりを推進し、サービス提供事業所の人材の確保・育成を促進し、質の高い

③ 支援体制強化

サービス提供の確保に努めます。

相談支援事業所や地域資源（民生児童委員等）の活用、保育所や教育機関等との連携（ケース検討等）により、さらなる制度周知とサービスを必要とする方への支援を進めます。

2 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護等の支援が必要な方に対し、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会を提供いたします。

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日	509 (589)	530 (614)	530 (628)	528	528	506
	人	27 (31)	25 (33)	25 (34)	24	24	23

※人日：月の実利用者数×1か月あたりの利用日数、人：月あたりの実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

② 自立訓練(機能訓練)

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に対し、身体的リハビリテーション等の必要な訓練を行います。

サービスの実績と見込量

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	人日	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0

※人日：月の実利用者数×1か月あたりの利用日数、人：月あたりの実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

③ 自立訓練(生活訓練)

地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、一定の支援が

必要な知的障がい者・精神障がい者に対し、食事や家事等の日常生活能力が向上

サービスの実績と見込み量

サービス項目		第6期実績			第7期見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	人日	0 (20)	0 (20)	0 (20)	0	0	0
	人	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0	0	0

※人日：月の実利用者数×1か月あたりの利用日数、人：月あたりの実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

④ 就労選択支援

令和7年度から始まる新しいサービスです。障がい者本人が就労先・働き方につ

いてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希

サービスの実績と見込み量

サービス項目		第6期実績			第7期見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人日	-	-	-	-	0	1
	人	-	-	-	-	0	1

※人日：月の実利用者数×1か月あたりの利用日数、人：月あたりの実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

⑤ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、就労及び就労後の職場定着のために必要な

知識及び能力の向上のために訓練を行実績と見込量

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日	23 (20)	23 (20)	23 (20)	23	23	23
	人	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1

※人日：月の実利用者数×1か月あたりの利用日数、人：月あたりの実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

⑥ 就労継続支援(A型)

就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、

雇用契約に基づく就労が可能な方に対し、通所により雇用契約に基づく就労機会

を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方について、一般

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (A型)	人日	0 (0)	0 (0)	0 (0)	20	20	20
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1	1	1

※人日：月の実利用者数×1か月あたりの利用日数、人：月あたりの実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

⑦ 就労継続支援(B型)

就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方に対し、通所により就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識・能力が向上した方について、一般就労等への

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (B型)	人日	437 (426)	449 (413)	449 (398)	476	493	510
	人	26 (30)	27 (32)	27 (33)	28	29	30

※人日：月の実利用者数×1か月あたりの利用日数、人：月あたりの実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

⑧ 就労定着支援

就労移行支援事業などを経て民間企業へ就職した障がい者を対象として、就職後に生じる生活面の課題の支援を行っている実績と見込量

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0

※人：月あたりの実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

⑨ 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、

介護及び日常生活の世話を行いませの実績と見込み量

サービス項目		第6期実績			第7期見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1

※人：月あたりの実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

⑩ 短期入所

居宅においてその介護を行う方が疾病その他の理由により、障がい者支援施設や

その他の施設への短期間の入所を必要とする方に対し、入浴、排せつ又は食事等

サービスの実績と見込み量

サービス項目		第6期実績			第7期見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (医療型)	人日	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
短期入所 (福祉型)	人日	4 (6)	35 (6)	35 (6)	35	35	35
	人	1 (2)	2 (2)	2 (2)	2	2	2

※人日：月の実利用者数×1か月あたりの利用日数、人：月あたりの実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

日中活動系サービスの提供体制の確保策

① 体制整備

障がいのある方が安心して地域で自立した生活を送るためには、生活介護や就労支援など日中活動系サービスの提供が重要であることから、本人の意向を反映し、また、本村では 8050 問題^{*}や老々介護等の課題を受け、急に介助者が体調不良たサービス提供ができるよう事業所や人材の確保等、体制整備に努めます。

になられてしまったり、入院されてしまった際などの緊急時に備え、平常時から短期入所施設の体験利用等を推奨していますが、利用には繋がっていない状況の

② 医療体制整備・連携強化

ため、相談支援専門員等との連携により、引き続き、促進に努めます。

医療的ケアを必要とする方のサービス利用については、サービス利用者のニーズを考慮し、各サービス提供事業所及び医療機関との連携が重要なため、ネット

③ 就労支援

ワークの構築などを図ることにより連携強化に努めます。

企業や県、近隣市、ハローワーク等との連携を図るとともに、安定的な利用者の就労の場が確保されるよう、行政のみならず、各関係団体における雇用促進に努め、障がいのある方の就労や生産活動等への参加促進にあたっては、一般就労に向けめします。

た訓練等を行う就労支援サービスの提供のほか、あだち地方地域自立支援協議会の就労支援部会年度から開始となる情報収集や意見調整、事例関係者解決案の提

容の連携等を行う市村新進事業者の参加促進に努めます。とともに、ニーズの高い就労

継続支援 B 型については、事業の拡大など事業所の取り組みを支援していきます。

※8050 問題：高齢の親と無職独身や障害がある 50 代の子が同居することによる問題のことをいう。

3 居住系サービス

① 自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用していた方で、一人暮らしへの移行を希望する方へ、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応による実績と見込み量生活力等を補う観点から、適時

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0

※人：月あたりの実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

② 共同生活援助(グループホーム)

地域で共同の生活を営む上で支障のない障がい者に対し、共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助を行います。

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人	7 (6)	7 (6)	7 (6)	7	7	7

※人：月あたりの実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

③ 施設入所支援

障がい者支援施設に入所する障がい者に、夜間や休日における入浴、排せつ又は

食事の介護等を提供します。サービスの実績と見込量

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人	9 (10)	9 (10)	9 (10)	9	9	9

※人：月あたりの実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

4 相談支援サービス

① 計画相談支援

相談支援専門員が、総合的な援助方針や課題の解決も踏まえ、適切なサービス利

用と社会的支拂提供するためのサービス利用状況の等利用調整を踏まえた計画の見直し

(モニタリング)を行います。サービスの実績と見込量

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	173 (216)	160 (228)	160 (240)	160	160	160

※人：年間の実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

② 地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする方に、地域移行に向けた支援として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解サービスの実績と見込量

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0

※人：年間の実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

③ 地域定着支援

障がい者支援施設や精神科病院からの退所・退院した方や地域での生活が不安定な障がい者に、常時の連絡体制を確保して、緊急時の必要な支援や、地域生活をサービスの実績と見込量

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	人	12 (24)	12 (24)	12 (36)	12	12	12

※人：年間の実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

居住系サービス・相談支援サービスの提供体制の確保策

① 体制整備

共同生活援助（グループホーム）については、地域の中で障がいのある方が必要な支援を受けながら暮らす生活の場としてニーズが高く、今後、さらに必要性がまた、親なき後の生活の場としても期待されるため、現在利用ニーズのない方も高まると考えられるため、事業拡大など事業者の取り組みを支援します。含め、相談支援専門員との連携により、共同生活援助（グループホーム）の体験

② 地域理解

利用の促進に努めます。

障がいのある方が地域の中で、一人ひとりの個性を尊重しながら生活していく上では、障がいや障がい者に対する理解を促進していくことが不可欠です。令和4年6月に制定した「障がいのある人もない人も共に生きる大玉村づくり条例」に則り、全ての障がい者が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないよう

③ 相談支援

にするため、障がいや障がい者に関する正しい理解を深め、その特性に応じた適切な意思疎通や合理的配慮が行われるよう、障がいの理解に関する取組や広報、把握を行うとともに、関係機関と連携を図り、相談支援専門員の養成と確保に努め、専門的な相談体制の確保を図ります。

第2節 地域生活支援事業

1 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベ

ントの開催、啓発活動を行います。サービスの実績と見込量

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有	有(有)	有(有)	有(有)	有	有	有

※第6期実績の()内は、第6期計画の見込み量

《確保のための方策》

あだち地方地域自立支援協議会が主催する「おしごとフェア」や手話講習会等、交流を通した相互理解の促進につながる事業等を引き続き実施していきます。

② 自発的活動支援事業

障がいのある方やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支

援します。

サービスの実績と見込量

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有	無(有)	無(有)	無(有)	有	有	有

※第6期実績の()内は、第6期計画の見込み量

《確保のための方策》

障がいのある方等に対するボランティアへの支援など、検討を行いながら、地域の実態に応じた必要な事業を実施していきます。

③ 相談支援事業

障がい者、障がい児の保護者、障がい者の介護を行う方に対し、福祉サービスの利用支援（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を
また、障がい者相談支援事業を円滑に実施するため、特に必要と認められる専門
高めるための支援、専門機関の紹介、権利擁護のための援助を行います。
的職員を配置し、専門的な相談支援を必要とする困難ケース等への対応や地域自

立支援協議会を構成する相談支援事業所等に対する専門的な指導、助言等を行い

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込 み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
相談支援事業	箇所	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3	3	3
基幹相談支援 センター等機 能強化事業	箇所	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
住宅入居等支 援事業	箇所	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

《確保のための方策》

基幹相談支援センターの役割を担う「福島県あだち地域相談支援センターあだたら」
へ相談業務等を委託し、地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言や人材育成
支援た地域連相談機連携の連携強相談職組強個別事例の支援相談支援事業所増加相談
関職種制増寛容強指を凶障がゆのある方やその家族が気軽に相談が受けられ、また的確
で専門的な情報提供が受けられるよう、体制の確保に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

知的障がい者・精神障がい者であって、成年後見制度の利用が有効と認められる

方に対し、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬と一部を助
サービスの実績と見込量

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	人	1 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1

※人：年間の実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

《確保のための方策》

知的障がいや精神障がい等で判断能力が不十分な方など、支援を必要とする方が、適切な支援を得られるよう、成年後見制度の周知や利用を支援します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、

安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行い
サービスの実績と見込量

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施 の有	有	有	有	有	有	有

※第6期実績の（ ）内は、第6期計画の見込み量

《確保のための方策》

社会福祉法人等の実施主体となる法人への働きかけや支援など、必要な事業の実施に向けた検討を行います。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳や要約筆記等の方法により障がいのある方とその他の方の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者等を補助事業により派遣するなど支援

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・ 要約筆記者派 遣事業	件	39 (110)	98 (110)	100 (110)	100	100	100
手話通訳者設 置事業	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0

※一般社団法人福島県聴覚障害者協会に業務を委託し、事業を実施

※件：年間の延べ利用件数、人：年間の実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

《確保のための方策》

聴覚及び音声・言語機能障がい者の外出や社会参加を支援するため、地域における手話通訳者や要約筆記者を把握するとともに、ボランティアや手話サークル等との連携を
また、手話通訳者設置事業については、代替として遠隔手話通訳サービスを提供して
図ります。
お意思疎通支援意思疎通の支援を図切サービスを利用できるよう、事業の周知を図
ります。

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。 日常生活用具給付等事業の内容

事業区分	内容例
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器
住宅改修費	移動を円滑にする用具等の設置に小規模な住宅改修を伴うもの

サービスの実績と見込み

サービス項目		第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	1 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1
自立生活支援用具	件	0 (1)	0 (1)	1 (1)	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	3 (1)	0 (1)	3 (1)	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件	2 (1)	1 (1)	0 (1)	2	2	2
排泄管理支援用具	件	95 (95)	103 (92)	100 (92)	100	100	100
住宅改修費	件	0 (1)	1 (1)	2 (1)	1	1	1

※件：年間の延べ利用件数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

《確保のための方策》

事業者と連携しながら、利用者のニーズに合わせた適切な給付に努め、また障がいのある方の日常生活の便宜を図るため、制度の周知に努めます。

⑧ 手話奉仕員^{*}養成研修事業

聴覚に障がいのある方との交流活動の促進のため、手話奉仕員の養成研修を検討

サービスの実績と見込量

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0

※人：年間の実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

《確保のための方策》

あだち地方地域自立支援協議会主催で初心者向けの手話講習会を開催しています。手話奉仕員養成研修事業の実施については、参加希望者の状況を踏まえながら、検討を行

⑨ 移動支援事業

います。

屋外での移動が困難な身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方や障がいの

ある児童を対象に、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のための外出支援サービスの実績と見込量

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	時間	220 (344)	115 (345)	120 (345)	120	120	120
	人	3 (9)	3 (10)	3 (10)	3	3	3

※時間：年間の延べ利用時間数、人：年間の実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

《確保のための方策》

安達地方では移動支援事業所の少なさが課題となっているとともに、障がいのある方の社会参加や余暇活動を促すために重要な事業であることから、現在のサービス提供基盤を維持しつつ、新たなサービス提供事業者の参入への働きかけを行います。

※手話奉仕員：手話を用いて、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した者。（なお、手話通訳者は、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、都道府県等が行う試験に合格した者）

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を

行います。

サービスの実績と見込み

サービス項目		第6期実績			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0

※時間：年間の延べ利用時間数、人：年間の実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

《確保のための方策》

安達地方の市村で連携しながら、必要に応じて事業の実施を検討します。

2 任意事業

① 訪問入浴サービス事業

重度の身体障がい者に対して訪問入浴車を派遣し、適切な入浴の介助を行うこと

により身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0

※人：年間の実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

《確保のための方策》

必要時に適切な支援を行えるよう、現行体制を維持しつつ、事業者と連携をとりながら適切なサービスを提供します。

② 日中一時支援事業

障がい者等に日中における活動の場を提供するとともに、障がい者等を日常的に

介護している家族の一時的な休息のための支援を行います。

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人	21 (20)	31 (21)	31 (22)	32	33	34

※人：年間の実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

《確保のための方策》

障がい福祉サービスでは対応が困難なニーズへ応えるため、日中一時支援事業について充実させる必要があります。日中活動系サービス提供事業者及び新たな事業者の参入の促進により、見込量の確保に努めます。113

③ 自動車改造助成事業

自動車を改造することで、障がいのある方等が住み慣れた地域社会で自立した生活を送りながら社会参加できるよう自動車改造に係る費用の一部を助成する事業
サービスの実績と見込量

サービス項目		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造助成事業	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0

※人：年間の実利用者数

※第6期実績の（ ）内の数字は、第6期計画の見込み量

《確保のための方策》

必要時に適切な支援を行えるよう、現行体制を維持しつつ、事業者と連携をとりながら適切なサービスを提供します。

第3節 障がい児福祉サービスの事業量見込みと提供体制の確保策

1 児童発達支援

障がいのある未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能

の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

サービス項目		第2期実績			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日	123 (37)	120 (37)	120 (37)	120	120	120
	人	9 (6)	9 (6)	9 (6)	9	9	9

※人日：月の実利用者数×1か月あたりの利用日数、人：月あたりの実利用者数

※第2期実績の（ ）内の数字は、第2期計画の見込み量

2 放課後等デイサービス

学校に通学している障がいのある児童について、授業の終了後又は長期休業日に

生活能力の向上のために必要な訓練の機会と見込みの交流促進の支援を行います。

サービス項目		第2期実績			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人日	236 (235)	310 (236)	310 (253)	360	372	408
	人	20 (25)	26 (26)	26 (28)	30	31	34

※人日：月の実利用者数×1か月あたりの利用日数、人：月あたりの実利用者数

※第2期実績の（ ）内の数字は、第2期計画の見込み量

3 保育所等訪問支援

保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がいのある児童について、

当該施設を訪問し、当該施設における障がいのある児童以外の児童との集団生活
サービスの実績と見込み量

サービス項目		第2期実績			第3期見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問 支援	人日	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0

※人日：月の実利用者数×1か月あたりの利用日数、人：月あたりの実利用者数

※第2期実績の（ ）内の数字は、第2期計画の見込み量

4 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等で障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難

な障がいのある児童に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行
サービスの実績と見込み量

サービス項目		第2期実績			第3期見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児 童発達支援	人日	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0

※人日：月の実利用者数×1か月あたりの利用日数、人：月あたりの実利用者数

※第2期実績の（ ）内の数字は、第2期計画の見込み量

5 障がい児相談支援

1～3のサービスを利用する児童に対し、相談支援専門員が、総合的な援助方針や課題の解決も踏まえ、適切なサービス利用と計画的支援を提供するためにまた、一定期間ごとにサービス利用状況の確認や調整を踏まえた計画の見直し「サービス等利用計画」を作成します。

(モニタリング)を行います。サービスの実績と見込み量

サービス項目		第2期実績			第3期見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	人	12 (23)	18 (25)	18 (27)	22	23	26

※人：月あたりの実利用者数

※第2期実績の()内の数字は、第2期計画の見込み量

6 障がい児入所施設

障がいのある児童が障がい児支援施設に入所し、保護、日常生活の指導及び自活

に必要な知識や技能などの訓練を受けるもので、福祉サービスを行う「福祉型」

サービスの実績と見込み量

サービス項目		第2期実績			第3期見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児入所施設(医療型)	人日	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
障がい児入所施設(福祉型)	人日	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0

※人日：月の実利用者数×1か月あたりの利用日数、人：月あたりの実利用者数

※第2期実績の()内の数字は、第2期計画の見込み量

7 その他

①医療的ケア児調整コーディネーターの配置

医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの養成・配置を行います。

サービスの実績と見込量

サービス項目		第2期実績			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児調整コーディネー	人	0 (0)	2 (0)	2 (1)	2	2	3

※人：月あたりの実人数

※第2期実績の（ ）内の数字は、第2期計画の見込み量

②保育所の利用を必要とする障がい児数

障がい等で支援が必要な子どもで、主に村内の保育所を利用する障がい児数を見

込みます。

サービスの実績と見込量

サービス項目		第2期実績			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所の利用を必要とする障がい児	人日	0 (20)	0 (20)	18 (20)	18	18	18
	人	0 (1)	0 (1)	1 (1)	1	1	1

※人日：月の実利用者数×1か月あたりの利用日数、人：月あたりの実利用者数

※第2期実績の（ ）内の数字は、第2期計画の見込み量

③認定こども園の利用を必要とする障がい児数

障がい等で支援が必要な子どもで、認定こども園を利用する障がい児数を見込みます。

サービスの実績と見込み量

サービス項目		第2期実績			第3期見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定こども園の利用を必要とする障がい児	人日	0 (20)	0 (20)	18 (20)	18	18	18
	人	0 (1)	0 (1)	1 (1)	1	1	1

※人日：月の実利用者数×1か月あたりの利用日数、人：月あたりの実利用者数

※第2期実績の（ ）内の数字は、第2期計画の見込み量

④放課後児童健全育成事業を必要とする障がい児数

障がい等で支援が必要な子どもで、放課後児童クラブを利用する障がい児数を見込みます。

サービスの実績と見込み量

サービス項目		第2期実績			第3期見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後児童健全育成事業を必要とする障がい児	人日	7 (20)	0 (20)	0 (20)	1	1	1
	人	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1

※人日：月の実利用者数×1か月あたりの利用日数、人：月あたりの実利用者数

※第2期実績の（ ）内の数字は、第2期計画の見込み量

⑤短期入所(医療型・福祉型)※児童のみ

障がいのある児童の介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護ができない場合に障がい者支援施設、児童福祉施設等に短期間入所するサービスです。障がい者支援施設に短期入所する福祉型、重度心身障がい児など医療ケ

サービス項目		第2期実績			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (医療型) ※児童のみ	人日	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
短期入所 (福祉型) ※児童のみ	人日	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0

※人日：月の実利用者数×1か月あたりの利用日数、人：月あたりの実利用者数

※第2期実績の（ ）内の数字は、第2期計画の見込み量

障がい児福祉サービスの提供体制の確保策

① 体制整備

障がいのある児童に対して指導・訓練等の支援を行う児童発達支援のほか、障がいのある児童の日中・放課後等の生活の場としてニーズの高い放課後等デイサービス等を提供し、障がいのある児童が安心して活動し、必要な支援を受けられる体制の充実に努めます。また、障がいのある児童一人ひとりの障がい特性に寄り添いながら、発達段階に応じた切れ目のない支援が受けられるよう、行政、幼・保施設、学校、事業所等における

② 地域理解

連携の強化を図ります。

障がいのある児童が地域の中で、その個性を尊重しながら生活していく上では、

障がいや障がいのある児童に対する理解を深めていくことが不可欠です。障がい

や障がい児に関する正しい理解を深め、その特性に応じた適切な意思疎通や合理

③ 相談支援

的配慮が行われるよう、障がいの理解に関する取組や広報、啓発等に努めます。

障がいのある児童のニーズに対応したサービス等利用計画の作成のため、対象者

の把握を行うとともに、関係機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保に

対して働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。

第5章 円滑な推進に向けた方策

第1節 障がい者(児)計画の推進に向けて

1 推進体制の整備

障がいのある方が住み慣れた地域でともに生活し、活動できる社会を実現していくためには、行政による対応だけでなく、村民をはじめ、障がい者団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、民生児童委員などの多くの地域関係団体・機関の参加と行動が不可欠です。よって、関係団体・機関と相互に連携を図り、計画を効果的・効率的に推進していきます。また、障がい者福祉施策に関する法律や制

2 目標達成に向けての体制づくり

課題については、近隣市との連携のもと、積極的に働きかけや民間就労などに設定された目標を実現し、予算の確保にない地、機会を捉え、障がいのある方が引き続き要望を継ぎ、仕組みづくりとして、関連機関の人的ネットワークを構築していくことが必要となります。また、地域社会における障がいや

障がい者(児)に対する理解の促進に向けて、地域住民や企業などに対する広

3 計画の点検・評価

報・啓発活動を進めます。

障がいのある方の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。そのため

に事業の実施状況の把握等、事業者に対しては、事業相談支援事業者、雇い入れ先、一教育事業

者など関係福祉、医療支援、企業等と連携し、障がい者種別等々構成される

「あだち地方地域自立支援協議会」と連携し、ネットワークの中核的な機関を設

置し、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行っていくとともに、相談支援、

就労支援、地域生活支援事業などの方策の検討と、地域の実情及び課題等の把握

第2節 障がい者(児)福祉計画の連携について

1 関係機関・関係団体との連携

保健・医療・福祉・教育・人権・就労・生活環境などの様々な関連分野を横断しており、連携・協力を図りながら進めていくことが重要です。障がいのある方の地域での自立した生活を確保できるよう、また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課の連携を一層強化するとともに、医療機関、保健福祉機関、教育機関・雇用・就労機関等の相互協力のもと推進します。また、障がい

2 国・県・近隣市との連携

啓発し、地域での見守り、交流等を進めるため、当事者団体を推進する地域団体では、国・県からの情報を収集し、関係団体など制度の徹底連携強化を図ります。また、近隣市との連携や情報交換を行い、サービスの確保に努めます。

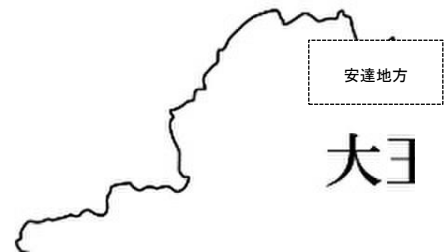
3 地域自立支援協議会の円滑な運営

障がいのある方の生活支援ニーズとサービス提供を適切に結びつけるには、相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。そのためには本村で相談支援事業所「地域自立支援協議会」を中心に雇用・就労・教育・福祉・介護・障害者擁護・就労支援・発達支援などの様々な課題について、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行います。

資料編

1 あだち地方地域自立支援協議会

安達地方2市1村の障がいのある方等の福祉・医療・教育・雇用関連の従事者、関係機関・団体、障がいのある方本人・家族等により構成され、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある方等への支援体制に関する課題等について



【協議会の組織】令和5年度現在

○協議会
地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。
委員28名で組織しており、年3回協議会を開催。

○連絡会

協議会の協議、対応等を詳細かつ円滑に行うため、障がい者の関係機関、施設、団

体等に所属する職員により4つの部会を組織し、それぞれ会議を開催。サービスの必要の

有無 に関する情報収集、意見調整、解決案の提起

②教育支援部会 ……障がいのある児童に対する教育、訓練等に係る情報収集、意見調整、解決案の提起

③就労支援部会 ……就学を終える者又は終えた者に対する就労に係る情報収集、意見調整、解決案の提起

④生活支援部会 ……障がいのある方等の生活支援に関する情報収集、意見調整、解決案の提起

【協議会で開催している事業】（令和5年度現在）

○すくすく広場

心身に障がいの心配のある幼児と保護者を対象に、遊びを通して障がいの状況及び

療育の経過を把握する。保護者間の交流や相談、専門機関の紹介を行う。

聴覚障がい者への理解と認識を深めるとともに、聴覚障がい者との交流を図ること

を情報交換会、初心者向けの手話講習会を開催する。

障がいのある児童・生徒の保護者及び就学前の幼児を養育する保護者を対象に、子

育障がい者おむすびをうとや困あたちることについて情報交換を行う。

障がいのある方を積極的に雇用しようとする事業主と、安達地方での就職を希望す

る障がいのある方が一同に会し相互理解を深める場であり、地元企業等の魅力発信と

安達地方での障がい者雇用促進及び定着を図る。

2 大玉村障がい福祉推進協議会設置要綱

○大玉村障がい福祉推進協議会設置要綱

令和 5 年 7 月 11 日

告示第 118 号

(設置目的)

第 1 条 大玉村における障がい福祉に関する施策を効果的かつ円滑に行うため、障がいのある人もない人も共に生きる大玉村づくり条例(令和 4 年条例第 11 号)(以下「条例」という。)第 6 条の規定に基づく、大玉村障がい福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定に基づく大玉村障がい者基本計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条の規定に基づく大玉村障がい福祉計画及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 に基づく大玉村障がい児福祉計画に
- (2) 前号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 協議会は、学識経験者、障がい者支援として村が委託している相談支援事業

所相談支援専門員、障がいを有する方、関係機関及び住民代表を中心に15人以内で組織し村長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(報償)

第5条 委員には、村の予算の範囲内で報償費を支給する。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長がかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、最初に開催す

る協議会は、村長が招集する。

2 協議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところ

による。

3 会長が必要と認めるときは、関係者に資料の提出又は、関係者の出席を求めその

説明若しくは意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第8条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を

退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、村長が別

に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 本要綱制定後の委員の最初の任期は、令和8年3月31日までとする。

3 大玉村障がい福祉推進協議会 委員名簿

No.	氏名	所属等
1	渡邊 聡子	県北保健福祉事務所 健康福祉部保健福祉課 障がい者支援チーム 専門社会福祉主事
2	大藤 恵美子	福島県あだち地域相談センターあだたら 管理者兼相談支援アドバイザー
3	橋本 清	大玉村民生児童委員協議会会長
4	細谷 晋	合同会社相談事業所ふりーらんす 代表
5	土屋 直美	社会福祉法人あだち福祉会 相談支援事業所にここふれあいセンター 相談支援専門員
6	遠藤 拓哉	特定非営利活動法人 大地 生活介護事業所 ふあいんぱる大玉 管理者
7	根本 達弥	大玉村社会福祉協議会 事務局長
8	須藤 綾子	大玉村教育委員
9	武田 幸子	教育・幼児関係に関する方
10	八木田 裕美	住民代表
11	武田 弘子	住民代表
12	柳田 広幸	住民代表

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

ろによる。

(1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)、その

他の心身の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社

会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるも

(2) ~~社会的障壁~~ 障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社

会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

- (3) 障がい者に対する差別 障がい者に対し、障がいを理由として、不当な差別的取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について、それに伴う負担が過重でない合理的配慮 障がい者合理的配慮はその意思の表明を行うことが困難である場合にあってはその家族等)の求めに応じて障がいのない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ適切な措置を行うことをいう。ただし、その実施が事業者負担が過重になる商業その他の事業を行う者をいう。
- (4) 障がい者合理的配慮はその意思の表明を行うことが困難である場合にあってはその家族等)の求めに応じて障がいのない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ適切な措置を行うことをいう。ただし、その実施が事業者負担が過重になる商業その他の事業を行う者をいう。
- (5) 障がい者合理的配慮はその意思の表明を行うことが困難である場合にあってはその家族等)の求めに応じて障がいのない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ適切な措置を行うことをいう。ただし、その実施が事業者負担が過重になる商業その他の事業を行う者をいう。
- (6) 村民 村内に居住又は通勤している者をいう。

(基本理念)

第3条 第1条に規定する共生社会の実現は、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 全ての村民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されること。
- (2) 障がいを理由とする差別の多くが障がい者に対する理解の不足から生じていること及び誰もが障がいを有することとなる可能性があることを踏まえ、全ての村民が障がいの障がい者には社会を構成員を深める必要社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 障がいの障がい者には社会を構成員を深める必要社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (4) 全ての障がい者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (5) 全ての障がい者は、可能な限り言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されること。
- (6) 村、村民、事業者は、社会的障壁を取り除き、共生社会を実現させるため、互いに協力して障がい及び障がい者に対する理解の推進に取り組むこと。

(村の責務)

第4条 村は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 障がい及び障がい者に対する理解を深め、共生社会の実現に向けた施策及び合

理的配慮の提供のあり方について積極的に調査及び研究を行うとともに、率先して

(2) 合理的配慮の提供を行う障がいの有無に関わらず村民が互いに理解し、多様性を認

めて支え合い、安心して暮らすことができるようにするため、村民、事業者等が合

理的配慮の提供を行うための支援を行うこと。

(3) 障がいを理由とする差別の解消の意義及び基本理念に対する村民の理解を深め

るため、村民及び事業者の協力を得て、障がいの理解に関する取組及び学校等で人

(4) 障がいに関する教育をさるる差別の解消に関する取組を受け、紛争解決に向けて必要な

支援を行うこと。

2 村は、前項各号の規定により計画した施策を推進するため、予算の範囲内におい

て、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(障がい者計画との関係)

第5条 村は、第3条の基本理念に基づく障がい者のための施策について、大玉村障

がい者基本計画(法第11条第3項の規定に基づき策定された計画)に基づき定めるも

のとする。

(協議の場の設置)

第6条 村は、第4条に規定した施策を効果的かつ円滑に行うため、障がいを有する

当事者、福祉団体、就労支援機関、教育機関その他村が必要と認める関係機関等によ

り構成される協議の場を設置することができる。

(村民の責務)

第7条 村民は、第3条に規定する基本理念に対する理解を深め、合理的配慮の提供

をはじめ、障がいを理由とする差別の解消に関する取組の普及及び啓発を村と協力し

て取組も者及び努める家族と成年後見人、保佐人、補助人その他の支援者等は、合理

的配慮の提供が必要なときは、その内容について周囲に伝えるよう努めるものとし

る。

(事業者の責務)

第 8 条 事業者は、第 3 条に規定する基本理念に対する理解を深め、合理的配慮の提供をはじめ、障がいを理由とする差別の解消に関する取組の普及及び啓発を村と協力して取り組むよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第 9 条 村は、村民及び事業者が障がい及び障がい者に関する正しい理解を深め、その特性に応じた適切な意思疎通を通して共に生き支え合う村となるよう、広報及び啓発等必要な施策を実施しなければならない。

(相談及び対応)

第 10 条 障がい者及び障がい者の保護者等は、障がいに関する事案に関し、村に相談することができる。

2 村は、前項の規定による相談を受けたときは、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 障がい者及びその家族又は、成年後見人、保佐人、補助人その他の支援者等への事実の確認

(2) 障がい者及びその家族又は、成年後見人、保佐人、補助人その他の支援者等への必要な助言及び情報提供

(3) 関係機関との連絡調整

3 村は、前項に掲げる事務の全部又は一部を、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)」第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業の実施を委託している者に委託することができる。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、村長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5 策定経過

日程	内容
令和5年8月1日	第1回推進協議会の開催 ・委員の委嘱 ・計画策定概要の説明・承認 ・アンケート調査の実施説明・承認
令和5年8月～9月	アンケート調査の実施
令和5年11月15日	第2回推進協議会の開催 ・アンケート調査結果の報告 ・計画骨子案の説明・承認
令和5年12月20日	第3回推進協議会の開催 ・計画素案の説明・承認 ・パブリックコメントの実施説明・承認
令和6年1月19日	議会全員協議会へ計画原案の提案
令和6年1月22日 ～2月16日	パブリックコメントの実施
令和6年3月18日	第4回推進協議会の開催 ・パブリックコメントの結果報告 ・計画最終案の説明・承認

**第 7 期大玉村障がい福祉計画
第 3 期大玉村障がい児福祉計画**

発行日 令和 6 年 3 月

編 集 大玉村住民福祉部健康福祉課

発行者 大玉村

〒969-1392

福島県安達郡大玉村玉井字星内 70 番地

電 話 0243-24-8115